

## 総務委員会会議録

平成20年9月26日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 17:14

### ○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○ 財政課長

議案番号第76号「平成20年度一般会計補正予算(第1号)」について説明させていただきます。配布いたしております平成20年度一般会計・特別会計補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下に記載しておりますように、補助事業に伴う事務事業費の変更など、今後の所要額を見込んで補正するものであります。一般会計で3億2,495万9千円を追加いたしまして、予算の総額を544億2,495万9千円にするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入から主なものについてご説明いたします。国庫支出金のまちづくり交付金、諸収入の各助成金及び市債につきましては、歳出予算の補正に伴う特定財源を計上しております。県支出金は、歳出の市県民税還付に伴う県民税の還付分を計上しております。前年度繰越金につきましては、当初予算計上額との差引額を計上しております。なお、財源調整のため財政調整基金繰入金金を1,002万5千円増額いたしております。

次に、歳出ですが、総務費の企画費で自治体国際化協会の助成による地域国際化のための関連事業を実施するものであります。賦課徴収費では、平成21年度から開始予定の住民税公的年金特別徴収に伴うシステム開発等の経費と、平成19年度の税源移譲に伴い所得が大幅に減少した方への減額措置による市県民税の還付金を計上しております。衛生費では、福岡県市町村振興協会の助成に伴う地球温暖化対策支援関連事業費と、3ページに記載しております飯塚清掃工場のコークス等の大幅な契約単価アップに伴う燃料費の増額補正を行うものであります。農林水産業費では、県補助事業等の採択に伴う環境保全、園芸産地育成及び畜産経営安定のための事業費補助金等を計上しております。商工費では、市内3大学への研究活動等の諸活動を支援し「大学を活かしたまちづくり」を推進するための大学支援補助金を計上し、観光費で内野宿友遊館「長崎屋」及び「ふれあい館」の整備関連経費を計上しております。土木費の遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事は、国土交通省の周辺整備事業との調整等によりまして増工が必要となり、追加を行うものであります。教育費では、国の指導により計画を1年前倒して平成21年度で大規模改造工事を実施する小中学校の大規模改造工事設計委託料、及び鎮西公民館・中一獅子舞へのコミュニティ助成の経費を計上しております。また、文化財保護費で、旧伊藤伝右衛門邸の新たな魅力を開発し、集客力の向上を図るため、まちづくり交付金等を活用して書生棟などの改修を行おうとするものでございます。4ページをお願いします。災害復旧費では、6月21日の大雨による筑穂地区ほか計23カ所の農業施設災害復旧費を計上しております。繰越明許費の補正は、遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事につきましては、周辺整備事業との工程調整によりまして、年度内の完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。以上で説明を終わります。

### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

### ○ 川上委員

おはようございます。議案第76号の一般会計補正予算第1号ですが、地方交付税の額が確定しておるとお思います。その確定額と当初予算の比較についてお尋ねし、さらに補正について

はどうするのかお尋ねします。

○ 財政課長

平成20年度の普通交付税の決定額につきましては、133億7,115万8千円、予算が133億円でございます。この補正につきましては12月補正に計上する予定にしております。

○ 川上委員

5億7,000万円の増額補正をするという見通しになりますかね。5億7,000万円増えるというのは実感としてどういう実感ですか。もう少し増えると思っていたけれども、この程度にとどまったというような感想はないですか。

○ 財政課長

先ほど申しました決定額につきましては133億7,115万8千円でございますので、増額につきましては7,115万8千円の補正になると思います。おおむね見込みどおりの決定になっておるといふふうに思っております。

○ 川上委員

私が聞き間違ったと思います。7,000万円ということですね。それでは10ページ、歳入のほうですが、雑入の中ほどですが、コミュニティ助成金430万円が計上されております。これについてももう少し説明していただけませんか。

○ 財政課長

このコミュニティ助成金は従来の宝くじ助成金にあたるもので、地域のコミュニティ活動等に対しまして助成されるものでございます。助成率は10分の10でございます。

○ 川上委員

これは具体的にどういったことに使いますか。

○ 中央公民館長

具体的には今回、鎮西地区のスポーツレクリエーション、用品、器具等、それから幸袋地区の中一地区の獅子舞保存会、ここに獅子頭等の獅子舞の用具を買うようにいたしております。

○ 川上委員

後ろのほうで、歳出で出てくるこの関係は、宝くじの関係でやるということなんですね。それから10ページに市債、商工債が観光施設整備事業債1,900万円計上されておりますが、これは何に充てる予定なんでしょうか。

○ 商工観光課長

この観光施設整備事業債につきましては、内野宿の改修工事に充てるものでございます。

○ 川上委員

それについては後ほど歳出の項でまたお尋ねしたいと思います。次に、11ページから12ページにかけて、歳出に入りますが、エコ工房記念行事関連の予算がいくつか計上されておりますね。どれがエコ工房、エコ工房と説明で書いてあるのは3つしかありませんけれども、どれが記念行事の費用なのか、3つだけならそれでもいいんですが、説明してください。

○ 環境整備課長

11ページに掲げております予算の中で記念品料、手話通訳謝礼金、エコ工房記念行事講師謝礼金、続きまして12ページですが、エコ工房記念行事司会者謝礼金、消耗品費、印刷製本費、看板作成委託料、エコ工房記念行事会場設営委託料でございます。

○ 川上委員

こちらで足し算してもいいんですが、総額いくらになるかお尋ねします。

○ 環境整備課長

84万6千円でございます。

○ 川上委員

これは、いつどういうことをやる行事で、主催はどこかお尋ねします。

○ 環境整備課長

エコ工場の10周年記念行事につきましては、10月26日に予定いたしております。主催は飯塚市、NPO法人こすみんずとなっております。また、費用につきましては福岡県市町村振興協会の助成を受けるものでございますが、地球温暖化対策支援事業に帰するというふうになっております。

○ 川上委員

これは飯塚市と指定管理者の共催ということですね。この事業全体にかかる費用を飯塚市と指定管理者とで分担し、その飯塚市の分担分が84万6千円ということですか。

○ 環境整備課長

先ほど申し上げましたこの助成事業につきましては、あくまでも市が主体ということになっておりますので、費用は市がすべて持つ。その分につきまして100%助成を受けるということになっております。また、実施につきましては飯塚市とNPO法人こすみんずと共同で開催しているということでございます。

○ 川上委員

市が主催なんですね。市が主催して市が全額出すと。それは補助が全額ついておるといことなんですね。その補助は歳入のほうにあるんですね。どこにあるんですか。

○ 環境整備課長

10ページの雑入の福岡県市町村振興協会助成金129万9千円でございます。これにつきましては、環境教育推進会からの部分も含んでおるところでございます。

○ 川上委員

9ページの県支出金がありますね。じゃあ次に、12ページ。先ほど説明もありましたごみ処理費の関係の燃料費ですね。6,497万3千円です。この額がどういうこと出てきたのか、ごみ処理の実績との関係もあるでしょうし、コークスの価格のこともあるでしょうし、何を根拠にこういう数字が出ておるのか説明をお願いします。

○ 環境施設課長

今回のごみ処理の燃料費の補てんにつきましては、清掃工場のコークス費と灯油の値上げの分でございます。本市におけますコークス価格につきましては平成19年のトンあたり33,075円で契約しておりましたが、今年度契約額が69,405円と倍以上に高騰しております。その関係で、コークス費約5,844万1千円、それから原油高騰に伴います灯油代ということで652万4千円の計上をさせていただいております。

○ 川上委員

当初予算で6万9千円の単価で計算しておったんでしょう。

○ 環境施設課長

申し訳ございません。当初予算につきましては平成19年度の33,075円ということに対しまして4万2千円の計上をいたしておりました。

○ 川上委員

そうすると、くどいですが、昨年は3万3千円でトン当たりで実績と。当初予算組むときには4万2千円を見込んで組んだと。現実には6万9千円台まで行ったと。それで補正が必要だということですね。6万9千円という数字がついたのはいつからですか。

○ 環境施設課長

本年の4月からでございます。

○ 川上委員

コークスはどこから仕入れているんですか。

- 環境施設課長  
北九州にございます三誠商会でございます。
  - 川上委員  
それは新日鐵系でしょう。
  - 環境施設課長  
新日鐵系ではございません。通常のコークス商でございます。
  - 川上委員  
新日鐵の影響下でないコークスというのは非常に少ないんですよ。もともと新日鐵製でしょう、このガス化溶融炉。運転しているのも新日鐵の子会社じゃないですか。それであなた方は当初予算はもちろん早く組んでくるんでしょうけど、4月から6.9万円という見通しが把握できなかつたんですかね。
  - 環境施設課長  
今回のコークスの値段につきましては予想をはるかに超えた高騰でございます。取扱する業者につきましても今回の高騰については予測できなかったということでございます。
  - 川上委員  
確かに異常な状態があるのはわかるんだけど、異常な程度を超えておらないかという心配をして質問しているんです。それで、契約を結ぶのはいつですか。
  - 環境施設課長  
今年度の4月1日でございます。
  - 川上委員  
事前に、これはそことだけの契約でしょう。競争はしないんでしょう。
  - 環境施設課長  
入札行為でやっております。
  - 川上委員  
入札はいつやったんですか。
  - 契約課長  
現在ここに資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。
  - 委員長  
暫時休憩いたします。
- 休憩 10:28  
再開 10:38
- 委員会を再開いたします。
  - 契約課長  
契約日は平成20年4月1日でございます。入札は3月19日でございます。
  - 川上委員  
入札の結果を説明してください。
  - 契約課長  
入札の結果でございますけれども、7社指名をいたしまして、辞退が5社ありまして、最終的に2社による入札でございました。
  - 川上委員  
入札の結果ですから、金額とか2社の名前も言ってください。
  - 契約課長  
2社につきましては株式会社クロサキ、それから株式会社三誠商会、入札の結果が決定いたしましたのは、株式会社三誠商会が66.1円で入札をしております。これは1キログラムあた

りの単価でございます。

○ 川上委員

消費税がついてトンあたり6万9千円ということなんですね。そうするとあなた達は、予定価格はそれ以上で組んでおったということですね。

○ 契約課長

予定価格は公表しておりませんので、差し控えさせていただきたいと思います。

○ 川上委員

私の質問は予定価格を聞いてないでしょう。差し控える必要がないじゃないですか。キロあたり66.1円より上でしようと思ったわけですよ。どうしてそんなことを差し控えないといけないのかということになるわけですよ。どうして差し控えようと思ったんですか。

○ 契約課長

失礼しました。委員おっしゃるように、この単価よりも上でございます。

○ 川上委員

ということは、当初予算で4万2千円組んだんだけど、入札の時点では6万9千円以上の予定価格を組む状態になったと。場合によって4万2千円を超えて入札、落札ということになる可能性もあるので、その場合は補正を組む覚悟はその時からあったということになりますかね。

○ 環境施設課長

基本的に今回のコークスにつきましては当初予算から比較しますと約2倍程度になっております。年間予算を組みますので、当然9月の時期になると、当然予算不足が生じるということは予測されることではございました。

○ 川上委員

この件について最後に実感として、便乗値上げとよく言いますね、そういうことが行われているという実感はないですか。

○ 環境施設課長

今回のコークスの値上げの背景についてご説明申し上げます。今回の値上げにつきましては、中国をはじめとする新興国の急速な経済発展、特に北京オリンピックを含めまして鉄の需要が急速に高まり、鉄の生産に不可欠なコークスの値段に跳ね返っておる状況でございます。2008年の上半期の中国の主要産地のコークスが約7回値上げされております。これに加えましてコークスの関税率も15%から25%に値上げされたということでございます。そしてこの状況も現在続いているという状況でございます。これに加えまして原油の値上げが重なり、輸送コストも価格高騰の拍車がかかっている状況でございます。

○ 川上委員

値段としては妥当だという認識だという答弁ですね。まだ疑念が残りますので引き続き調査したいと思います。

それから12ページ、失業対策費の中に不動産関係手数料42万円が計上されています。これは、この不動産というのは何のことでしょうか。

○ 産学振興課長

今回、工業用地造成事業特別会計で予算をお願いいたしました目尾地区工業団地造成事業の用地でございます。

○ 川上委員

それが失業対策費で計上されるというのはどういうお考えですか。

○ 産学振興課長

この地区、粗造成を行っておりますけれども、その造成を産炭地域開発就労事業で行っております。今回この用地を工業団地用地として活用するためには、国に対しまして財産処分申請

を行う必要がございます。その添付資料が必要となることや、国庫補助金返還金の歳出に必要なことから、この科目で不動産鑑定手数料をお願いしているものでございます。

○ 川上委員

目的外使用するためにいろいろ手続きが要るよと。そのためのお金ということなんですね。これはやっぱり労働費で出さないといけないんですか。特別会計のほうでというわけにはいかないんですか。

○ 産学振興課長

当初に一般会計で造成いたしておりますので、その流れの中で今回一般会計のこの科目でお願いをいたしております。

○ 川上委員

同じく12ページに農業費、福岡県農地・水・環境保全協議会負担金173万4千円があります。これについて説明を求めます。

○ 農林課長

ご質問の農地・水環境保全の金額につきましては、現在各地区で農地・水・環境保全のための共同活動営農活動が行われているわけですが、当初予算におきまして3地区の採択が行われておりましたが、新たに5地区、新地区が追加されたため、補正予算をお願いしているところでございます。

○ 川上委員

13ページの農業費の中に畜産業費、持続する畜産経営安定対策事業費補助金が計上されています、291万2千円、これについても説明を求めます。

○ 農林課長

この事業に取り組むにあたり今年に入りましてこの事業の採択を受けられましたので、その補助の関係で9月に補正をお願いしているわけですが、中身につきましては、畜産の牛舎の建設でございます。

○ 川上委員

牛舎建設はどこで行うんですか。

○ 農林課長

筑穂地区の内住でございます。

○ 川上委員

それは1件なんですね。1件に対して291万円の補助金を出すということですか。

○ 農林課長

事業の採択にあたり県が3分の1、市が10分の1、あとは採択を受けております畜産農家が支出するものでございます。件数は1件でございます。

○ 川上委員

もともと畜産業費については当初予算のほうで23万5千円しか組んでなかったんですね。本市の関係で言えばそれだけじゃありませんけど、ブランドの筑穂牛とかあるんだけど、なかなかきちんとした支援ができてないというふうに思っておりました。大体こういう事業は国の支出を待たなければならないというだけではなくて、市の財政出動も、農業畜産関係、もう少しかちんとした位置づけでやるべきだというふうに私は思います。

それから、13ページ、商工業振興費、大学支援補助金が600万円あります。これについて金額の基準も含めて説明を求めます。

○ 産学振興課長

市の貴重な財産であります大学を地域全体で支援し、大学力を生かした地域経済の活性化や地域への更なる定着を図るために市内の3大学が行います産業の振興、人材の育成、地域の活

性化への活動の中から市長が認めた事業に対しまして支援を行うものでございます。今回お願いしております補助金額でございますけれども、各大学の上限を九州工業大学情報工学部及び近畿大学産業理工学部がそれぞれ250万円、近畿大学九州短期大学が100万円ということにいたしております。

○ 川上委員

これはどういう事業に250万円とか100万円とか出すのかわかるように、もう一度詳しい説明をしてください。

○ 産学振興課長

ただいま申しましたように産業の振興だとか人材の育成、地域の活性化への活動ということで申しましたけれども、例えば産業の振興であれば産学連携プロジェクトの共同研究にかかります経費だとか、人材育成の関係であれば大学生に対して行いますこの地域を理解するための講座開設にかかる経費、また地域貢献に関しましては公開講座にかかる経費だとか、小中学生と大学生との交流のための事業だとか、いろんな事業が考えられます。そういったものを想定いたしております。

○ 川上委員

そういう適当な答弁では市民のお金を600万円も出すわけにはいかないでしょう。先ほどから聞いているように、何の事業にいくら、その額はこういう理由だというのが答弁できないですか。

○ 産学振興課長

この事業はあくまで申請主義ということで、投げ渡しをするわけではございません。どういった事業に活用するかということにつきましては事前に大学と市のほうできちんと打合せをした中でやっていきたいということは考えております。

○ 川上委員

総務委員会には絶対に具体的なことは答弁したくないと。そういう打合せをしているんですか。申請があっているんだったら、どういうことをするとかということがあるんでしょう。今からなんですか。そこのところわかるように説明してくださいよ。

○ 産学振興課長

今どの事業に対してこの補助金を使うということを決めているわけではございません。この予算をいただきまして、それからどういった事業にというような協議をしていくということでございます。

○ 川上委員

であれば、この600万円という数字の根拠はないということになりますね。九工大が250万円、近大が250万円、短期大学が100万円と。何で分けているんですか。最初からお宅たちにはこれだけの枠がありますから申請してくださいよというような意味の分け方でしょう。250万円という数字の意味は先ほどから何も説明してくれてないじゃないですか。

○ 産学振興課長

金額を決めるにあたりまして、例えば産業振興のためのセミナーを開催いたしました場合にどれくらいかかっているかというようなことを調べましたところ、例えば九工大の組み込みセミナーの開催経費が500万円かかっておったり、近畿大学の分子工学研究所が開催しましたネットワークポリマーの講演討論会といったものが約300万円以上かかったりとか、そういったことがございますので、参考として上限を決めさせていただいております。

○ 川上委員

先に金額ありきですね。中身は予算が通ってから申請してもらおうとか言うんだけど、話があるから今のようなことが言えるわけでしょう。とにかく枠で250万円、100万円と

いうやり方は、私はおかしいと思います。

それから次に、同じく13ページの商工振興費、その下ですね。繰出金44万円、工業用地造成事業特別会計繰出金と。これは目尾工業団地造成工事にかかわるものだと思いますが、なぜ一般会計から44万円繰り出すのかお尋ねします。

○ 産学振興課長

今回特別会計でお願いしました予算の中で、起債で行いますので、地域開発事業債対象経費9,685万円のうち、起債できますのは9,680万円という予定でございますので、10万円未満の端数5万円、それに事業債の対象外経費でございます開発行為許可申請書、許可申請手数料39万円の合計44万円につきまして、収入財源がございませんので一般会計からお願いをしているものでございます。

○ 川上委員

収入財源がないというか、特別会計の中で整理ができないんですか。土地を全部売るつもりなんでしょう、あなた達は。44万円ぐらい吸収できないんですか。どういう判断ですか。法的に何か理由があるんじゃないですか。

○ 産学振興課長

売り払うときの金額、どのようなものが対象になるかということと、今回予算計上しておりますのは別だということと考えております。なお、売却単価につきましてはまだ決定したわけではございませんけれども、そういうふうな整理の仕方をお願いしたいと思っております。

○ 川上委員

法律上、44万円を特別会計内で処理できないという法律があるんですか。

○ 産学振興課長

繰り返しの答弁になるかもわかりませんが、地域開発事業債を9,680万円予定いたしておりまして、その不足する5万円と、先ほど申しました開発行為許可申請手数料39万円の分がございまして、この分は収入がどうしてもございませんので、一般会計からお願いするしかないという状況でございますのでご理解をお願いいたします。

○ 川上委員

納得がいかないですね。足りない分5万円を一般会計から持っていこうとか、市長の判断ですね。法律上のことではなくてね、そういうことなんですね。確認してください。

○ 産学振興課長

予算編成での財源調整の問題でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

開発許可申請手数料の39万円とかそういう判断があるかとも思うけど、お金が借りられないから一般財源からもらいますと。こういう発想でいったら、工業団地がうまくいかなければどんどん税金を入れ込んでいくと。「額は5万円じゃないか」と思わないでしょう。考え方の問題ですよ。そこで、もともとこの工業団地については、場所については飯塚市の浮揚発展のために活用する土地ということなんですね。本会議では同じ質問をして適当な答弁がありました。それで、正確に答弁しなおしてください。ここはもともと目尾地域振興計画では何に充てる予定だったのか。それを解除するために失業対策費、不動産鑑定手数料という名目で42万円も出すわけでしょう。だから、正確に答弁してください。

○ 企画調整部長

目尾地域振興計画の見直し計画では、工業団地用地として活用できる用地、飯塚市の浮揚発展のために活用できる用地は当初計画におきましては、保健・医療・福祉建設予定地、及び科学館、研修施設建設用地として計画していた用地でございます。今回造成工事を行います目尾

工業団地、8,700㎡につきましては、当初計画では保健・医療・福祉建設予定地の一部分でございまして、見直し計画におきましては、飯塚市の浮揚発展のために活用できる用地、すなわち、工業団地用地として活用できる用地の一部、これが4,600㎡でございます。残りの4,100㎡につきましては、工業団地用地として活用する用地と飯塚市の将来の公共施設建設予定地のちょうど中間部分になっております緩衝帯として位置づけておりました部分で、これを合わせましたところの8,700㎡ということ、今回目尾工業団地用地として造成する、計画する部分でございます。

○ 川上委員

一般会計から42万円と44万円と合わせて86万円の支出が今回の補正で出ているわけですが、土地の買戻し、今言われたところの土地ね、買戻しを12月でやりたいと、議会に契約議案出したいという答弁がありましたね。もともとあなた方は、土地の買戻しについては平成21年度に行うというふうに答弁していたように思うんですよ。そうではなかったですか。

○ 企画調整部長

この健康の森公園整備事業につきましては、平成9年度から平成23年度までという、15年間の計画の中にいたしておりました。最終的な土地の買戻しにつきましては平成23年度までというような当初計画でございました。

○ 川上委員

全体的なことは言ってないでしょう。この土地のことを聞いているんです。あなた達は総務委員会でも「工業団地用地については買戻し計画では平成21年度としております。」と答弁しているでしょう。だから、ここは、平成21年度買戻し予定ということではないんですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:11

委員会を再開いたします。

○ 企画調整部長

先ほどの総務委員会の中でご答弁しておりました工業団地の買戻しにつきましてご説明いたします。この工業団地の買戻しにつきましては、平成18年度において1.7haの土地の基本設計を行っておりまして、平成21年度に造成工事を行うという計画の中でこの土地の買戻しを予定しており、債務負担行為を設定したというのが経過でございます。

○ 川上委員

結論を言わないといけないですね。だから、平成21年買戻しということ認めたわけでしょう。そういうふうに答弁しないと先に進みにくいでしょう。それで、最初は全体として平成23年度と言われ、ここについては平成21年度ということ認められたわけですね。今年の12月というのが平成20年ですよ。それで、なぜこのように急ぐのか聞かせてください。

○ 産学振興課長

目尾工業団地につきましては、鯉田工業団地の完成前に進出をする企業や、比較的小規模な用地を希望する企業向けに造成するものでございまして、早急に造成をさせていただきたいということで、お願いをしているものでございます。

○ 川上委員

総額で大体1億円とあっていいと思うんですよ。あなた方は、よく考えてくださいよ、子どもの児童扶養手当まで差し押さえたりしているんですよ。失業給付金だって差し押さえているんですよ。そうまでして、それはひどいことだと、法違反だと私は思うんですよ。そんなことまでして税金を集めている時に、使う金がどうかという発想を持って仕事をしようがいい

と思うんですよ。それで、そんなに急ぐんだけど、誘致が決まってないという答弁でしたでしょう。予定があるのかと、予定もないといわれたでしょう、本会議で議案第77号の質疑の時に。目尾の質問をした時ですよ。目尾工業団地、あなた方は扱おうとしているんだけど、誘致も決まっていなければ予定もないという答弁ですよ。それなのになぜこんなに早く急がないといけないのか、不自然でしょう。額も1億円ですよ。どうしてこんなに急ぐのか話を聞かせてください。

○ 経済部長

先ほど産学振興課長が答弁しましたように、企業誘致を行っている中で大体1,000坪から1,500坪の用地を希望される企業がございます。そういうことで、現在交渉中でございますけど、鯉田工業団地の造成が先になりますので、どうしても早く誘致を図りたいというところから、ただ、企業誘致につきましては本会議で担当の主幹が、予定がないということで答弁いたしておりますけれども、100%決まるまで、進出協定ができるまでなかなか「予定があります」ということは言えないもので、そういう形で答弁させていただいておりますけど、名古屋のほうで鋭意努力しながら、交渉を2社ほど続けさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

あなた方は本会議ですら答弁を拒否してみたり、厚生文教委員会にも報告していないから本会議で答弁できないみたいなことを平気で言うし、先ほど答弁訂正があったけど、適当な答弁をやる。事実と違うような答弁をやっているでしょう。市長、あまりにひどすぎますよ。今の経済部長の答弁を聞くと、2社と交渉中であると。交渉中の企業のために飯塚市が1億円を出して土地を作ろうということなんですね、来年の2月から。土地の買戻しというのはあることだと思うんですよ、本来土地開発公社を使って、いつまでも土地開発公社に持たせているわけにもいかないんですから。失敗を導いた幹部が責任を負わないかと私は思うんだけど、特定の企業のためにそういう多額の金を今かけなければならんのかと。来るという約束もまだないわけですよ。本会議場でも言ったけど、小学校の運動場程度の土地でしょう。ほかに民間で眠っている土地がいくらでもあるじゃないですか。また三菱からあなた方がもらおうと思っておるのかな。土地の報告だって今からあるわけでしょう。なぜ1億円もかけて、ただでもらえる土地が何h aもあるのに、ここに造らないといけないのかという疑問がわいて当然ですね。あなた方は疑問がないわけですか。それでは、雇用とか景気とか言われたんだけど、市の収入アップの見込みとかは、2社のどちらでもいいですよ、来た場合の市の収入アップとかいうのは検討しているのですか。また地元の雇用の影響、どのくらいの人が雇用確保できるか、就職できるか、そういうのを計算しているんでしょう。A社の場合はどうか、B社の場合はどうか。そこらへんを聞かせてください。

○ 経済部長

細かい数字は計算しておりませんが、当然固定資産税が入ってきますし、そこに雇用が発生しますと、当然住民税等も入ってきます。ただ、1,000坪から1,500坪くらいの用地を望んであるところは50人、100人というような雇用が生まれることはなかなか難しいと思っております。当初10名程度から始まると思っておりますので、住民税につきましても多額な税金が入ってくるということにはならないと考えております。

○ 川上委員

あわてる必要はないじゃないですか。そこが進出すると決めてからいろんな眠っている土地を紹介してもいいじゃないですか。あるいはどうしてもということだったら、ここ以外に大きい工業団地造りにかかっているでしょう。共産党は反対していますけど。そういうところだってあなた方の立場から言えば再来年の春にはできるわけだから。非常に不可解ですね。

次に、観光費の中に長崎街道紹介映像作成委託料500万円計上していますね。委託先を教えてください。

○ 商工観光課長

長崎街道紹介映像作成委託料の委託先については、まだ決まっておりません。

○ 川上委員

これは、委託先はどうやって決めるんですか。

○ 商工観光課長

委託先につきましては、希望とすれば市内のベンチャー企業等が適切かと思えますけど、このあたりにつきましては、契約課と十分協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

市内のベンチャー企業というのは何の意味ですかね。

○ 商工観光課長

現在飯塚市が企業の育成等に取り組んでおりますので、できましたらそういうところでの対応が望ましいかと思っております。

○ 川上委員

そこに随契で発注する選択肢があるということですね。

○ 経済部長

飯塚市に起業しておりますベンチャー企業はほとんどがIT、システム開発の企業が多々ございます。そういうところで指名願いを出している業者もあると思っておりますので、先ほど担当課長が答弁しましたように、契約課と協議しながら競争入札でやりたいと思っております。

○ 川上委員

競争入札でやるということですね。それで、これはビデオにするんですか、それともDVDにするんですか。どのくらいの規模で作って、どういうふうにするつもりなのか、事業のプラン全体を聞かせてください。

○ 商工観光課長

現在休館中の内野宿ふれあい館につきまして今回補正予算で改修工事費を計上しております。この改修後の展示館として活用したいと考えております。この展示館において内野地区本陣や、象が歩いた街並みを現在の街並みと対比した中でグラフィックで再現する映像ソフトの製作を委託するものでございます。現在、詳細につきましては再度詰めておるところでございますけれども、DVDで作成したいと考えております。

○ 川上委員

あなた方は、すぐ下に計上されている長崎屋の改修工事1,900万円と、映像DVD作るのを合わせて2,400万円補正を出したということなんですね。

○ 商工観光課長

内野宿の観光振興を図るということで、今回そういう補正予算を計上させていただいております。

○ 川上委員

2,400万円といたら1億円の4分の1ですよ。500万円かけてこういう映像を作って内野の長崎屋だけで使うんですか。それ以外の発想は今はないんですか。

○ 商工観光課長

先ほどの改修工事等の全体的な流れについて説明させていただきますけど、内野宿の観光の核となる長崎屋及びふれあい館の両施設につきましては今回改修をするものでありますけど、基本的な考えといたしましては長崎街道宿場町として今も残る風情ある街並みの魅力を最大限

に引き出すため、同地区ではまち歩き観光を推進し、両施設には憩いの場の空間を演出すると合わせて情報発信の場として機能することが必要と考えます。また、地域を活かし、地元の方、地元で取れる産物を活用できる施設へと必要な整備をするものであります。長崎屋につきましては厨房設備の増設、劣化床面の強化、空調設備の設置を行い、地元の産物や料理を提供したり、野外で蕎麦打ち体験ができるような改修をしたいと考えております。また、ふれあい館につきましては内野宿展示館と改め、内野宿の記念館、資料館的な施設として、入館できる入り口の整備、展示ショーケースの設置、セキュリティの強化、内野宿の歴史がわかる映像の製作、大型テレビ、フルデッキの設置を考えております。

○ 川上委員

長崎街道内野宿紹介映像ということなんですね。そのように書き直したほうがいいんじゃないですか。それに500万円もかけてその長崎屋に置くだけという発想がいかがかと言いたいわけですよ。こういう税金の使い方ありますか。

○ 商工観光課長

映像委託の分につきましては長崎街道を全体的に紹介するようになりまして、その中でも内野が現在残っておりますので、そこを中心としての映像でございます。内野地域につきましては昨年から伊藤邸の効果もございまして、大変多くの方が訪れておられますので、ここに来られます観光客への紹介として使いたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私だったらボランティアで市民に寄付を募って、シュガーロードとか言っているじゃないですか、飯塚全体で通るようなDVD作ったほうがいいですよ。市があんまり金を出さないで、あまりとか全然出さんでもいいじゃないですか。広告とか取ってね。伊藤邸とか長崎屋だけで来た人だけに見てもらおうというのではなくて、市民全体が見られるように1万枚作るとか、売ってもいいんですよ。そうすればこういう支出は要らないでしょう。事業をもっと市民の目線でものを考えたり、あなた方は金を出すことを先に考えて組み立てているとそういうことになりかねませんね。それで、関連で、今言われましたけど、内野宿友遊館長崎屋等改修工事1,900万円について、先ほど少し説明があったんですけど、目的がちょっとわかりにくいんですよ。目的を簡潔に説明してくれませんか。

○ 商工観光課長

目的につきましては現在、先ほどから言いますように大変多くの方がこの内野宿のほうには観光客が訪れております。先ほども申しましたように、長崎屋につきましては厨房施設の増設等を行い、そこで来られた方が農産物の料理を食したり、また、蕎麦打ち体験ができるように改修したいと思っております。先ほど言いましたように、大変多くの方が来て内野宿のまち歩きを楽しんだ後の休憩施設として、皆さん休まれるということで改修したいと思っております。それから、ふれあい館につきましては、そういう映像、または地元にもいろいろ展示品がございまして、来られた方にそういうものを見ていただいて、内野宿の良さに触れていただきたいということで改修を行いたいと思っております。

○ 川上委員

ここに改修工事だけが書いてあるんですけど、自転車の貸し出しとかよくやっているじゃないですか、観光地。それとかそういう関連のことは考えてないんですか。

○ 商工観光課長

この内野宿につきましては地域一体となった取組みをされておまして、今言われたところの分等々につきましては今後協議をしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

あまり真剣ではなさそうですね、内野の観光化といいながら。大変多くの方が、今、観光客

が見えておるといわれましたけど、そうですか。大変多くの方というのは、どのくらいの実績があるのかお尋ねします。

○ 商工観光課長

平成19年度、長崎屋に配布しておりますパンフレットの配布枚数から考えますと、約3千人以上の方が来られております。

○ 川上委員

一日何人になりますかね。大変多くの方というのはあなた方、認識がおかしいんじゃないですか。内野の活性化だとか住民の方が望む振興策というのは、例えば少子化対策だとか高齢化対策を求めているでしょう。あなたがたは学童保育を廃止しようというわけでしょう。小学校どうするのか、ということも公共施設等のあり方基本方針の中で統廃合するかもしれないわけでしょう。そういうことをやりながら1億円の4分の1のお金を補正でポンと上げてくる。非常に不思議ですよ、あなた方の考え方がわからない。どうしてそういう、内野については住民が求めるものは切り捨てようとしながら、当初予算になかった2,400万円を9月でポンと出してくるのか、何かあったんでしょう。住民から要望があったんでしょう。住民の要望、どういう要望があったか聞かせてください。

○ 商工観光課長

この内野宿につきましては観光基本計画の中にも重点地域として位置づけをしておりますし、市の観光拠点としての推進を考えているところでございます。特に地元のほうから要望というのはございませんで、ただ、一体となった観光推進を図っていこうということでのいろんな協議は行っております。

○ 川上委員

住民から要望がなかったという答弁は確認します。補正に2,400円を計上するまでにどういったことがあったか、経過を簡潔に聞かせていただけませんか。

○ 商工観光課長

大変申し訳ありません。地元からの要望というのは、文書的なものはございませんけど、そういう観光施設として活用したいというようなことで現在、内野地域につきましては先ほどから申しておりますように、地域一体となった取組みということで住民をあげていろいろ取り組まれておまして、先ほど言いましたようにまち歩きとか、地元の蕎麦を撒いたりとか、ホテル祭り、いろんなことで村おこしをされております関係上、そこの中の観光拠点として長崎屋とふれあい館、ふれあい館につきましては現在休館中でございますけれども、その活用を図りながら内野宿に多くの方を呼びたいということでの要望等はあっておまして、それについての協議等も行っております。先ほど言いましたように、観光基本計画の中で重点地域ということで位置づけをしております、今回9月補正での計上をさせていただいておる次第でございます。

○ 川上委員

7月30日の夜、筑穂のタウンミーティングがあつて、市長がもちろん行かれてありますよね。その中でこのことについてはどういう説明をされていますか。その時にいろいろ要望があったでしょう。あなた達、説明したんでしょう。それに対して住民から、それについてはこうしてもらいたいとかああしてもらいたいとかいう声があったんじゃないですか。市長、どうですか。市長が行かれたんだから。

○ 商工観光課長

筑穂のタウンミーティングの中ではお話があったかと思えます。ただ、この内野宿に関しての要望は確かなかったかなというふうに感じております。

○ 川上委員

市長が出席したタウンミーティングでもこのことは話になってないんです。なぜあなた方はタウンミーティングでこの問題について言わなかったんですか。先ほど声が上がっておいしました、住民と一体になってと。基本スローガンじゃないですか、あなた方の。こういう金額から言っても内容から言っても地元の影響が大きいでしょう。この時まで考え付いてなかったんですね。どうですか。

○ 商工観光課長

大変失礼しました。タウンミーティングの時にはそういうお話がありませんでしたけれども、内野地域の地元の住民の方たちとは長崎屋におきましてこういう観光施設としての位置づけ、そういうものにつきましては重々協議をしておるところでございます。7月22日に長崎屋のほうに行きまして、そういう協議を行っております。

○ 川上委員

補正予算に上げることを決断したのはいつですか。部長が決裁したのはいつですか。

○ 経済部長

補正予算に上げる決裁した日というのはちょっと記憶にありませんけど、先ほど課長が答弁いたしましたように、観光基本計画ができて、その中で内野につきましても重点地域ということで、先ほど言いましたように7月に地元の方々といろんな話し合いを行いまして、そういう中から早く整備していこうというようなことで9月補正をお願いしております。内野には平成19年に3千人とかいうような話がありましたけど、飯塚市に伊藤邸を中心に観光客がたくさん訪れていただいております。嘉徳劇場までは行くんですけど、内野までなかなか行かないということで、そういうことから市内全域を観光都市飯塚として紹介しながらいろんな地域を訪れていただきたいと。その中で内野につきましても先ほどから言いますように、地元農産物を使った懐石料理みたいなものも出してありますし、蕎麦についても、今回、蕎麦打ち体験としながら自分の打った蕎麦を食べるというようなことで、そういうことをするために今回長崎屋と、展示館であります旧ふれあい館を改修したいということでございます。

○ 川上委員

大変ゆとりのある財政をもっている自治体のような仕事のしぶりですよ。地元の方とお話ししたといわれますけれども、あなた方が話したのは指定管理者と話しただけじゃないんですか。それで、なかなか決裁日というか、補正予算を出すことを決断した時期を明らかにされないけど、8月14日より前かあるいは8月22日より前か後か聞かせてください。

○ 経済部長

9月補正の締切が14日より前だったと思いますので、前に決裁していると思います。

○ 川上委員

いずれにしても本気で筑穂、内野地区の地元の振興のために、財政が厳しい中でも財政出動して住民の方が喜んでいただけるような政策を打とうという仕事の仕方とはちょっと違いますね。とにかく、2,400万円くらいお金を使おうじゃないかと。どうするかというような発想のように、この予算からは見受けられます。非常に心配ですね。だいたい、市長が出席しておきながらタウンミーティングでこのことについて説明してもらわないというのはおかしいよね。

次に、13ページに公園費、遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事費900万円があります。これについて説明を求めます。

○ 都市計画課長

遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事につきましては、当初費用の軽減を図るため国土交通省発注の護岸整備工事の仮設道を利用する計画でございましたが、その仮設道を国土交通省が再利用することとなったため、市におきまして改めてこの工事に必要な仮設道設置の費用を計上する必要が生じたものでございます。これに加え鋼材費等の高騰もございまして、今回の補正

をお願いするものでございます。

○ 川上委員

そういう事情がいろいろ生じておるようだけれども、この際これについては補正を出さずに事業を中止してもいいんじゃないかというふうに思うんです。全体でも何千万円もかかるわけでしょう。だから、もっと税金としては有効利用できることがあるはずですよ。そういうことを申し述べたいと思います。

それから14ページの市営住宅管理システム改造委託料160万円ですが、これについて簡潔に説明を求めます。

○ 建築住宅課長

平成19年12月27日に公布されました公営住宅法施行例の一部が改正によりまして市営住宅使用料の算定基準が見直されます。平成21年度の住宅使用料の算定時から適用されることになるわけでございますので、それに関係いたしまして市営住宅管理システムを改造する必要がありますので、今回補正で上げさせていただいております。

○ 川上委員

市営住宅の値上げの準備をしておるといことなんですね。

○ 建築住宅課長

値上げとありますが、公布されまして、年金で生活されている方とか特に低所得者の方に関しましては現状の家賃ぐらいになると思っております。それ以外の方についてはいくらかの負担が増えるという形になるかとは思いますが。

○ 川上委員

これについては1市4町が合併するときからの協定項目の実行だということですかね。お尋ねします。

○ 建築住宅課長

これは国の法律と申しますか、公営住宅法の一部が改正されたことによりまして、こういう家賃算定の見直しができるということでございます。

○ 川上委員

協定項目の中でこれが折込み済みで入っていたんじゃないですか。それで飯塚市が、国が値上しろと言って、はい、そうですか、と言って右へならえで値上げする必要ないからですね。140万円、どこに仕事するのもお尋ねしたいと思いますが、委託先、金額の根拠をお願いします。

○ 建築住宅課長

まず委託先でございますが、委託先につきましては現在、日本電気株式会社九州支社に管理をお願いしているところでございますが、こういうシステムの性格上、そちらのほうに随契で出すということになると思えます。根拠につきましては、そこから見積をいただきまして、それを精査いたしましてこの金額を上げさせていただいております。

○ 川上委員

その日本電気株式会社から140万円かかりますよというふうに言われたんですね。

○ 建築住宅課長

はい、そうでございます。160万円です。

○ 川上委員

次に、教育費、小学校費の中で、校内研修会講師謝礼金18万円、費用弁償、消耗品費が出ております。これは別々の事業にかかることなのか、一体的なことなのかわかりませんが、校内研修会講師謝礼金含めて説明を求めます。

○ 学校教育課長

この事業は、子どもたちの理科学習離れを懸念して、国、県を経まして小学校理科支援員を配置され、その配置されました年度は平成19年度からですが、それに伴いまして、本年度からその活動ができるようにということで準備したものでございます。校内研修におきまして担当教員以外も理科の観察実験の手法を学びますと共に、その際の理科実験等に伴います消耗品費として計上しているものでございます。本年度から3年間に伴いまして本市小学校22校に1年ずつ、3年間で全学校に配置するようにしております。

○ 川上委員

最後ですが、合わせて聞きます。上穂波小学校大規模改造工事設計委託料750万円、それから穂波西中学校大規模改造工事設計委託料950万円、どういう改造をするのか、それから委託先はどうするのか、この金額の根拠は何に基づいておるのか、関連して耐震補強工事については繰り返し言っておりますが、国が3ヵ年の間は補助率3分の2にしているんですね。それで、残る3分の1の手当てを真剣に考えることができれば、仮に10億円なら30億円の事業費で子どもを安全な状態に置くことができるわけですね、その分において、20億円なら60億円の仕事ができるし。鯉田工業団地にかかる金があるぐらいならそういうことを、子どもの命にも関わるわけですから、と思うんだけど、耐震補強工事についてはどのように思われておるのか、そこも最後に聞いておきたいと思えます。答弁を求めます。

○ 教育施設課長

まず1点目の予定しております工事の概要でございますが、校舎につきましては大まかに言いますと屋根の防水工事、外壁の改修、トイレ、水周りの改修、身障者対策といたしましてのトイレの改造、耐震改修、それに伴います教室内部の改修がございまして、それに併せまして設備工事、電気設備工事がございまして、2点目のこの委託料の算定の根拠でございますが、今年度施工いたしました伊岐須小学校、飯塚第一中学校をもとにいたしまして概算工事費を算出いたしまして、福岡県建設技術情報センターの平成20年度設計・工事監理委託料算定基準をもとに算定しております。委託の方法でございますが、関係課と協議になりますけれども、現在は市内の業者に入札で委託したいと考えております。それから、耐震の関係でございますが、児童生徒の安全安心な施設を作りたいと考えておりますので、耐震化の推進を考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

ただ今、質疑のあつておりました、学校教育費の中の上穂波小学校と穂波西中学校の工事に関する委託料ですけども、まずこういう大規模改修工事を行うという決定に至る流れと言いますか、どこが発議をして、どういう流れで最終的にどこが決定するという流れについてお示し願いたい。

○ 教育総務課長

ご質問の、どこの学校から順番にするのかというご質問だと思いますが、これにつきましては、一昨年度より教育委員会内部におきまして協議いたしております。また、特別委員会においていろんなご検討願っております公の施設の検討という流れがございまして、その中で、当然のことながら56年以前の校舎の多い所は、耐震力が低いということになりますので、そういうことも含めまして、地域性、地域性と申しますのは、今後存続する予定になるだろう、例えば地域に一つの学校しかないような小学校とか中学校がございまして、そういうところは、当然今後存続していく可能性が強いですから、そういうところを優先的にしたいということで、そういうことを総合的に勘案しまして、教育委員会内部事務局の方で決定して、当初予算並びに補正に計上させていただいているというようなことでございます。

○ 永露委員

と言いますと、教育委員会内部での協議決定ですね。ということは、今、公の施設検討委員会との絡みを言われましたけど、少なくとも教育委員会では、この上穂波小学校及び穂波西中学校につきましては、少なくとも廃止はしないというふうに決定されたわけですね。決定しないということやらないでしょう、いかがですか。

○ 教育総務課長

教育委員会内部の事務局内での方向性としては、そういうことでございます。

○ 永露委員

内部での方向性だけで、この決定をされたんですか。これは、実質的に委託料だけでもかなりの金額かかりますけど、大規模改修工事そのものについてになりますと、相当な金額になりますでしょう。どの程度の金額を予定されておりますか、概算で結構ですから2校合わせて。

○ 教育施設課長

上穂波小学校が約3億5,000万、それから穂波西中学校につきましては5億8,000万円の概算工事費を計上しております。

○ 永露委員

合わせて9億ですか。9億の工事をやろうとするんです。この設計を委託に出すということは、イコール9億の工事をやるということに密接なつながりがあるわけですね。委託だけするという事ではないんでしょう。改修工事を行うという決定でしょう。その点だけ、まず確認いたします。

○ 教育総務課長

質問委員の言われるとおりでございます。

○ 永露委員

教育関係の施設も含めまして、その他の公の施設につきまして、どういう形で、統廃合も含めてどういう形にやっていくかという委員会がございます。そして、今日も資料があるんですけど、その具体的な1次計画の素案が9月に決定される。それを受けて、市報、ホームページ等で意見を聴取し、今年の11月にその具体的な1次実施計画が策定されるんです。それをもとに、検討委員会に提出されるわけでしょう。学校も含めて、統廃合の問題も含めて、どこで審議して決定されるんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

公共施設等の方針、実施計画につきましては、質問者が言われますように、11月末までに行財政改革推進本部で最終決定をいたします。

○ 永露委員

では、行革の推進本部におきましては、当然、上穂波小学校も穂波西中学校も統廃合を含めた検討の対象になるわけですね。当然、なるわけでしょう、いかがですか。

○ 行財政改革推進室主幹

その二つも対象施設でございます。

○ 永露委員

では、行財政改革推進本部としては、これからその検討を行うわけでしょう。いかがですか。

○ 行財政改革推進室主幹

検討の対象でございますが、耐震化等につきましては、昨年大規模改修工事も、それを待ってということではなくて、並行した部分もでございます。

○ 永露委員

それは、耐震化だけやるんですか。少なくとも、あなた方はこの工事に9億の金をかけるんです。9億の金をかけてやる以上、教育委員会がもう決めているんですよ、決めて市も大規模改修工事をやるという決定をしておるんです。ですから、予算計上されてるんでしょう。これ

の変更なんか有り得ますか。有り得るか有り得ないのか、それだけ言ってください。教育委員会でも行革でも結構です。

○ 行財政改革推進室主幹

教育委員会の内部で決定した部分がございますが、そういうものについては、尊重した中で実施計画は策定していくというふうに考えております。

○ 永露委員

では、教育委員会にお尋ねいたしますが、あなた方は、そういう諸々の公の施設を検討し、方向性を見出し、具体的なものに決定していくための検討委員会が存在していることは、当然ご存知のはずですね。最終的に、そういう諸々の問題についてどこで検討し、どこで決定していくということも十分にご存知の上で、教育委員会の内部の協議だけで、上穂波小学校と穂波西中学校を存続させるという決定を既にされておるわけでしょう。少なくとも廃止は無いという決定をされておるわけでしょう。ここに、どこかの小中学校が来るかということは、別問題としても、少なくともこの2校については廃止をしないという決定を既にされておるわけでしょう、されていないんですか。

○ 教育総務課長

教育委員会事務局及びその結果等を教育委員会会議のほうにも報告いたしておるところでございますが、まず第1点目のポイントといたしまして、当然学校施設の維持管理というのは、計画的にしていくことが必要です。当然のことながら、多額な予算を必要としますから、昨年から実際には伊岐須小学校の耐震補強工事及び大規模改修工事、飯塚第一中学校の耐震補強工事及び大規模工事を一昨年から始めまして、今年既に前期分が完成したところでございます。そういう流れの中で、今後、子ども達の安全安心を守るために、出来る限り速やかに耐震補強工事を実施したいという考えがございます。耐震補強工事だけを実施する際には、当然外壁等も一緒に工事する必要が出てきます、経費的な問題も含めまして、そういうことから実施3ヵ年等にも予算計上いたしまして、計画的に昨年から実施する流れの中で、上穂波小学校と穂波西中学校の大規模改修工事を来年以降実施したいということでございます。

○ 永露委員

それは、答えになっておりません。私が申し上げている事は、あなたは十分にご存知のはずですよ。何を言われておるのか。少なくとも、最終的に統廃合を含めて決定するのは、どこですか、どこが決定するんですか。そのたたき台、計画なるものは、皆さん方が出されるでしょうけども、最終的にそれをもって、どうあるべきかということを決めるのはどこなんですか。教育委員会ですか。あなた方は既にそれをやってるんですよ、違いますか、教育長、いかがですか。

○ 教育部長

質問者の質問に対しまして、るる総務課長が答えているわけですが、教育委員会といたしましては、速やかに耐震、それから子ども達の安心安全のために工事をやっていくというのを大前提として、昨年から工事を進めておるわけです。その大前提の中で今年、今言われております特別委員会が設置されておりますけども、この2校、今あげております上穂波小学校と穂波西中学校ということでは、この耐震診断につきましては、今年の当初予算からお願いいたしまして、耐震診断を行って、先ほど財政の方から概要で説明がありましたけども、前倒しでこの実施設計をやっていくということで、実施しているわけでございます。ただ、決して、言われます特別委員会を無視してやっておるというわけではございませんので、そこらへんだけはご了解願いたいと思いますけど、基本的に子ども達の安心安全のために工事をやっておるということで、ご理解願いたいと思います。

○ 永露委員

では、別の視点からお尋ねいたしますが、例えばこの2校について、廃止するということが有り得ますか。

○ 教育総務課長

近い将来ということとはございませんが、最終的に廃止ということも有り得ると考えます。

○ 永露委員

近い将来に決定するんでしょう。来年の11月には具体的な2次計画まで出されるんでしょう。これは近い将来じゃないんですか。この時になって、上穂波小学校と穂波西中学校については廃止をし、別のところに統廃合いたしますという結論が出せますか。出せないでしょう。ということは、もう既にあなた方の頭の中では、教育委員会の要請を受けて、この予算を決定した時点で、もうそれは既定の路線でしょう。予算を決定する前に、それも問題ですけども、予算を決定する前に教育委員会のほうで、そういう内部協議でそれを決めてしまうということ自体が、多少問題があるんじゃないですか。

○ 教育部長

中学校12校、小学校22校、34校ございます。今、委員が予算を決めてしまうことに、非常に異論を言われているわけですけど、34校の統廃合につきましては、非常に地域、また学校の状況とかいろいろな面で非常に統廃合については、苦勞するというものではありませんけど、非常に困難性があるということも教育委員会が知っております。その中で、今言われますように統廃合を待って行えば、統廃合した学校からやるのかということになりかねません。ですから、先ほどからるる答弁しておりますように、子ども達の安心安全のために一日でも早く耐震、それからそれに伴います大規模改造というのがくっついてくるわけでございますけど、そういうものを実施していくという考え方の中で、進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 永露委員

部長ね、そんなに開き直った言い方しなくていいじゃないですか。少なくとも、あなた方は、学校の統廃合の問題と大規模改修というのは、常に一体のもので進めておるんでしょう。全く切り離して進めますか、出来ないでしょう。その方針が全く白紙の状況で、ここを大規模改修やろうとか、それも何億という金をかけてやろうという決定を、そういうこと抜きに単独で決定できますか。それを耐震という、子どもの命を守るためにという言葉だけで、十把ひとからげで話をしたら駄目ですよ。少なくとも、学校の改修と統廃合というのは常に頭に入れて、一体となつての計画でしょう。単独で出来ますか、お答えください。

○ 教育部長

当初にこれにつきましては、教育総務課長がお答えしたと思います。地域性、地域に1校しかない学校とか、そういうものにつきましては存続の可能性がある、非常に高いということで、そういうものから先に進めていくというお答えをしておりますので、決して統廃合と関係がないという話をしているわけではございません。

○ 永露委員

ですから、あなたの今の言葉を裏返せば、工事と統廃合とは一体のものであるということでしょう。別々には考えられないということでしょう。計画は進められないということでしょう。ですから、今回の予算計上は、少なくともこの2校についての廃止はないというふうに決定をしたということでしょう、教育委員会は。そして、この予算を計上した執行部も含めて、全体がそういう決定をしたということでしょう。違うんですか。場合によっては、この素案あるいは第1次計画、第2次計画の中で、それと違う方向が出てくるという可能性があるということですか。そんなことはあり得ないでしょう。ということは、飯塚市としては、教育委員会の発議に基づき、少なくともこの2校についての廃止をしないという決定をしたということ、これ

は認めてください。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:10

再開 12:10

委員会を再開します。

○ 教育部長

質問委員に対する答えでございますけれども、去る9月12日、教育委員会の会議に、素案は、概略でございますけれども、考え方を述べてはおります。その中で、やはり先ほど言いました地域性、旧・一地域に一校しかない学校とか大規模な学校とか、そういうものの中で存続が考えられる学校ということで、その中にはやはり上穂波小学校、それから穂波西中学校というものについては考えられるということにしております。

○ 永露委員

今、言われました内容のものについて、いつ行われるかわかりませんが、次回の検討委員会に提出されるわけでしょう。そういったことも含めた方向性を。そして、提出して、こういう考えですが、こういう方向付けですが、ご意見を賜りますという段階になるわけでしょう。違いますか。行革、いかがですか。

○ 行財政改革推進室主幹

学校施設も含めまして公共施設のあり方検討小委員会、それから行財政改革推進委員会には、たたき台につきましては全施設について意見・提言を頂きたいというふうに考えております。

○ 永露委員

で、恐らく検討委員会が来月には開かれますでしょうから、その時に素案として、教育施設だけではなくて全体的な素案、今言われました素案、たたき台です。

( 発言する者あり )

今、離れてるというお話がありましたけど、これは、この予算、委託料を認めるということは、すなわちそういうことになるんでしょう。

( 発言する者あり )

それなら、もう止めます。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 12:14

再開 12:15

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

先ほど、ごみ処理のコークスと灯油が値上がりしたからということで、6千万円ほどの追加予算が出ておりましたけど、これ、合併後の飯塚市については、ごみ処理は、飯塚の清掃工場で処理する分と、事務組合で処理する分とがありますよね。で、この事務組合で処理する分は当然、コークスとか使ってませんが、これについては今、負担金という形で出してるんですかね。これについては全然、当初の負担金のままでいけるということで、今回は補正が上がってないんですかね。その点、いかがでしょう。

○ 環境整備課長

お尋ねの件につきましては、8月の時点の状況からご説明いたしますと、今言われましたように、ごみの処理施設といいますのは、ふくおか県央環境施設組合のほうのRDFの処理施設、それから飯塚市・桂川町衛生施設組合の桂苑というもの、二つの施設がございます。それで、

RDFにつきましては8月の時点で、施設全体といたしまして燃料費の高騰分が約1,900万円見込んでおります。それから桂苑につきましては、全体といたしまして約400万円見込んでいるところがございますが、現在もこの価格につきましては変動しているところがございますので、もう少し、そこのところを見極めて、必要な場合には12月に補正をさせていただくというふうに考えております。

○ 兼本委員

現在の市のごみ袋がありますよね。ごみ袋の値段を設定する時には、飯塚市のごみ処理費の3分の1ほどを市民から負担していただくという形で当初決められたわけですよ。今後、ごみ袋の料金を設定する場合には、どんなふうになるんですかね。飯塚市の費用に対してだけで料金を決めるのか、それとも今言われるように、二つの一部事務組合も合算してやられるのか。当然、ごみ袋料金の値上げというものは想定内に入ってるような感じですけど。旧飯塚市が一番最初にやった時には3分の1ほどお願いしようという形で決めて、実際、今は合併によって10円下がってるわけですけど。その点の考え方はどうなるのか、これは値上げした時にお聞きすればいいことなんですけど、ちょっとその点だけ教えてください。

○ 環境整備課長

ごみ袋の値上げにつきましては、ご承知のとおり行革の中で示されておりますので、全体の処理経費等々につきまして、その中で判断をさせていただきたいと思っております。

○ 兼本委員

負担金の割合ですけど、聞くとところによりますと、庄内・穎田・稲築ですか、それでやってきた分は、負担金のごみの量とか人口ではなくて、今の飯塚市は旧2町分入ってますから、2町分の負担金を出してるということでお聞きしましたけど、その点どうなってるんですかね。

○ 環境整備課長

ふくおか県央環境施設組合につきましては、ごみ処理施設及び最終処分場の分は均等割・人口割で行っております。また、飯塚市・桂川町衛生施設組合の施設の管理運営につきましては、全て実績割で、言い換えますと、ごみの量とか、そういったもので負担割合を決めているところがございます。

○ 兼本委員

そうしますと前段の分は、実績割とか人口割じゃないということですかね。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。ふくおか県央につきましては、実績割は入っていないということでございます。人口割と均等割で試算をしております。

○ 兼本委員

私が聞いたところでは、自治体の数で負担してるというふうに聞きましたけど、今言われるのは、人口割は入ってますか。それは二通りあって、一つの分はそれだけ、あと一つの分については何か、自治体の数でということをお聞きしましたけど、どうですか、もう一度。

○ 環境整備課長

もう少し詳しく、最初からご説明いたします。ふくおか県央環境施設組合につきましては、議会・総務に関する経費、及びし尿処理施設に関する経費について均等割が40%、人口割が60%でございます。そのうち均等割の40%につきましては、飯塚市が2分の1、嘉麻市が4分の1、小竹町が4分の1といたしております。また、ごみ処理施設及び最終処分場に関する経費につきましては、均等割が40%、人口割が60%でございます。そのうち均等割の40%につきましては、飯塚市が3分の2、嘉麻市が3分の1というふうにしております。

それから、飯塚市・桂川町衛生施設組合につきましては、議会・総務に関する経費につきましては飯塚市が70%、桂川町が30%。施設の管理運営に関する経費につきましては、先ほ

ども申し上げましたように、全て実績割で負担割合を決定いたしております。

#### ○ 兼本委員

均等割については、前段の分は飯塚市が半分、後段の分は3分の2ということなんですよね。で、これ、人口でいきますと当然、庄内と穎田と合わせても旧稲築町より少ないと思うんですよね。自治体の数でいけば確かにそうなると思いますけどね。いずれにいたしましても、この分を例えば人口割とか実績割とかいうようなことで、要望を是非していただきたい。と申しますのは、そうしないと、うちの予算がどんどん増えるばかりですからね。これにつきましては、一部事務組合の議会にうちのほうから議員さんが出ておりますので、これ以上申しませんが、出られている議員さんによく説明をされまして、是非その議会でそういう要望をしていただきますように。うちのほうから何人出ておりますか、私よくわかりませんが、手を挙げられてますから十分認識されておると思いますので、よく要望していただきたいということをお願いしておきます。

併せて次に、いいですか、大学に対する補助金ですけど、これ、私は、大学も一つの企業としてとらえれば、企業誘致の時にいろんな意味での優遇措置があるのと同様に、今まで何もやってなかったこと自体が行政の怠慢だろうと思うわけですね。大学が、今の少子高齢化の中でだんだん少なくなって、もしも1校でもなくなるということになれば、このまちが、大学が三つある自治体ですよ、というキャッチフレーズもなくなるわけなんですよね。だからそういう意味では、大学に対するこういうふうな補助金というものを採り入れられたことを、私は素晴らしいことだなというふうに考えます。併せて、先ほどから言われました長崎街道の紹介映像作成料とかありましたね。これは、是非この大学に、こういう形でやるなら、大学と一体となってやられたほうがいいと思うんですよ。これは、先ほど聞きましたら、ほかのどこか違うところに委託するということがあったでしょ、映像を作るのは。そうじゃなくして、せっかくこういうふうな、大学でこういう事業があれば、それに対して補助するというのであれば、大学と一体となってやればいいですよ。そして、ここだけじゃなくて、この中にも、今日配られてるタウンミーティングの資料の中にも「旧伊藤伝右衛門邸についてもDVDにしたらどうか」という要望も出ておりましたよね。だからそういうものと合わせてやったほうが、私はいいと思います。何も、長崎街道だけに500万円かけて、それも市外業者か市内業者か知りませんが、そういうところにお金を出してやるよりも、まず、こういうふうなことをやったら大学と、学生の目で、若者の目で見た映像を作らせたほうが、私はいいと思います。そうしますと、学生もいろんな地域を見て回る、サークルで行くという形も増えると思うんですよ。だから何も、よその業者に儲けさせる必要もないと思うんですよね。せっかく大学にこういうふうな補助金を創設して、大学も企業としてとらえるなら、こういう施策をやっていいですよ。飯塚の場合に、先ほど部長が言われてました、いろんな意味で、ベンチャー企業に、例えばコンピュータ関係なんかやる時にはそこをお願いしながらやっていたという実績があるでしょう。だから、そういうことと同じように、何もよそにやる必用はない。そういうところやって、そして合わせて、できるなら伊藤伝右衛門邸と一緒にやって、これに書いてあるでしょ、「多くの市民の協力を得て、浄財を集めて作成したらどうか」と書いてあるでしょ。だからそういうものと合わせてやれば、非常に良いものができるし、そして市民参加型でできるんじゃないだろうか、と。なんで長崎街道だけに500万円出すのかということについては、これは先ほど言われましたように私も何か、おかしいなと思います。

それともう一点、地域住民と一体となって蕎麦打ちコーナーをやるとか何とか言うかと思えば、指定管理者をどうのこうのという話があって、どうもそのところが噛み合わないわけですけどね。地域住民と、先ほど言われた指定管理者というのは、NPOの何とかかとか、さっき答弁があつてましたね。もう少しそのところ、おっしゃってください。

○ 商工観光課長

現在は、ふるさと創生会というところが、内野地域で長崎屋の指定管理を受けております。このふるさと創生会といいますのは、内野地域の住民の方たちが中心となって活動されているものでございます。

○ 兼本委員

じゃあ、その人たちに指定管理をさせるという意味ですか。先ほど何か、言葉の中で、入札とか何とかいう言葉を使った、入札ではありませんけどね。どういう考え方でいこうということですか。「地域住民と一体となって」ということであれば、地域住民の人たちが当然これに、この運営に参画しないと「地域住民と一体」にはなりませんよね。指定管理者をもしも応募させた時には、よその人が来た時には「地域住民と一体」とは言いにくいと思うんですけどね。私は思うんですよ。ま、従業員で雇えば「地域住民と一体」じゃないかという考え方もあるかもわからんけど。そこのところがはっきりしないんですよ、あなたの答弁の中でね。「地域住民と一体となって」と言いながら、片一方で指定管理者とか言いながら。で、ふるさと創生会というのがありますと言うけど、ふるさと創生会に指定管理者を与えるということになるんですか、また随意で。だから、どうも、言われてることが、ずっと一貫性がないんですけどね。そこのところはどういう認識で考えられてるんですか。

○ 商工観光課長

この内野地域につきましては、質問者が言われますように、地域でいろいろ活躍されている団体等がございまして、そこらあたりが中心となってまちづくりに取り組んでおられます。指定管理につきましては来年の4月からまた新たに始まりますけれども、そういう方たちと連携を図りながら、内野地区の地域づくりについては進めていかなければならないのかなというふうに思っています。内野地域につきましては、やはり、まち歩きとか自然を活かしたものが主流でございますので、そういった地元の方の協力なしには内野地区のまちづくりというのはないのかなというふうに考えておりますので、そこらあたりは十分注意しながら進めていきたいと思っております。

○ 兼本委員

今の答弁でしたら、私は、指定管理じゃなくて直営の委託じゃないかなと思うんですけどね。そうするとまた運営費とかいうものが必要になってくる。当然、施設を整備すればそれを運営しなければならぬわけですからね。その運営費はというふうにするのか。例えば利用料金なんか取って蕎麦打ちをさせて食べさせるとかいうような形で運営していくのかどうかわかりませんが、当然、施設を充実すれば運営費というものが必要になってくるわけですよ。だから、4月から指定管理にするということになると、運営費がまた当然かかってくる。そしたら運営費は、というふうな運営をするのか。施設を充実するということは、当然、運営も検討されたうえでのことだろうと思えますけど、どの程度の金額を運営に充てられているのか。現実に、今は休館しているわけですよ。こっちは休館してるでしょ。それを開けて運営させるということになると、運営費はどの程度を予定しているのか。「地域住民の方たちと一体となって」って、地域住民の方たちにボランティアでやってもらうということじゃないわけですよ。どうですか。

○ 商工観光課長

地域をあげてのものでございまして、ボランティアということにはならないかと思えますけれども、必要最小限の経費の中で行っていきたくと思います。経費については現在内部調整を行っています。

○ 兼本委員

4月からするということは、運営費は予算要求しなきゃいかんでしょ。予算要求のためには

金額を出さないといけないでしょ。だったらきちんと、どれだけ雇ってどれだけの賃金でやるかということはつかんでおかないと、非常に財政が厳しい中で新しい事業を起こすわけですから、そのための運営費はこのくらいかかるというのはつかんでおかないといかないでしょ。まだ、11月までに予算要求をすればいいということですか、そんなことではいけません。これだけのものの予算をつけてやるのであれば、過疎債つけてやることは決めているんだから、運営費はどうなるかはつかんでおかねばならないでしょ。指定管理者制度やるなら指定管理料はいくらにするかとか、いろんなものが出てくるでしょう。

○ 商工観光課長

今、質問者と言われるところについては内部で調整を図っているところですのでご理解をいただきたいと思います。必要最小限の中での委託料ということで考えています。

○ 兼本委員

あれですよ、伊藤伝右衛門邸の観光のボランティアにはお金をほとんど出してなくてボランティア活動させてるんですよ。あの方たちはずっと本町まで連れて行きなら活動して、交通費とか何とかも出してないでしょ。あの方たちは本当にボランティアなんですよ。ここはどうやるんですか、伊藤邸にも施設はあるんですよ、そこを案内人にボランティアでお願いしながらですよ、そしてこっちは施設を作ったら今検討中ですよということですけど、大体のおよその金額くらいはわかるでしょう。まあ、予算前だから言われなかな、言われなかな言われなないでいいけど。いろんな事業をやるためには、これだけ施設をきれいにしたら清掃もしなきゃいけないわけですよ。清掃をまたぞろ清掃会社に委託して清掃させるとかね、そんなふうにしたらまたお金がかかるんですよ、これ。そして伊藤伝右衛門邸の観光ボランティアには何もやっていない状態で、そしてここには、3千人程度の人しか来ないところには施設を2,400万円充実して運営費も充ててあるということは、伊藤伝右衛門邸と対照してですよ、どう思いますか。私はやはり均等に取扱うべきだと思うんですよ。伊藤伝右衛門邸の観光ボランティアさんたちの苦情は聞いたことないですか。我々は聞いていますから多分、あなたたちにもそれとなくは言ってると思いますよ。だからそういうふうなものでやるんだったら、そのところをきちんと整合性のあることをやっていかないと駄目ですよ。そして何ですか、長崎街道の紹介映像に500万円かけるとか、無駄遣いですよ。もう少し、500万円かけるならかけるような、500万円に合う、例えば伊藤伝右衛門邸でも、本町でも流す、名古屋事務所でも出す、東京の同窓会のところに行っても出すとかそういう形でやれるようなこと考えてやっていかないと、500万円もかけてやるのは、私は無駄遣いだと思います。よく検討してくださいよ。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

公民館費で先ほど川上委員のときに出ていましたが、コミュニティ助成金ですね、これで例えば助成を受けようとするときに、申請基準といいますかね、どういったものについてならば出せますよというものについて、もしあればお聞かせください。

○ 中央公民館長

コミュニティ助成金ですが、これは自治総合センターというところが県を通じまして市町村に下りてくる事業です。それで中身につきましては、一般コミュニティ助成、緑化推進コミュニティ助成、自治防災組織育成助成、コミュニティセンター助成、青少年健全育成助成と五つございます。今回、しておりますのが一般コミュニティ助成でございます。その中で、一般コミュニティといたしまして、地域の祭り、運動会、地域の体育レクリエーション活動、これにつきましてはの備品とか器具とかこういうものに対して申請が出来るようになっていきます。申請主義でございますので申請を行いまして県を通じて申し込みを行う、それで採択されたものにつ

いて今回予算を計上したということでございます。

○ 永露委員

いわゆる今言われました地域のお祭りなど地域の活性化等に繋がるような、いわゆるコミュニティの促進のためのそういったものについて出されるということですが、気になりましたのが、獅子舞の獅子頭の購入についての助成がされています。ご存知のとおり獅子舞も含めまして地域のお祭りというのは、ほとんどが元をたどればお宮のお祭りになるんですよね。お祭りといいますが、お宮の行事にほとんどがなるんですけども、例えば地域によっては公民館活動という形で獅子舞をやっているところもありましょうし、でも地域によっては純粋なお宮の行事の一環として獅子舞をやっているところもあります。そういった場合に、申請時における可否の差が出てくるのかどうか、そういったものについてはどうですか。

○ 中央公民館館長

このコミュニティ助成につきましては市町村が各団体等々からの申請を受けまして県を通じて申請を行うものがございますが、今言われますようなお宮、祭事との兼ね合いということですけど、審査基準というのは自治総合センターのほうで行われていますので、ちょっとどこで線を引くかというのは、具体的なことは私のほうでは承知していません。

○ 永露委員

最終的には市の決定ではないことはわかりますが、受付窓口としては市が行うわけでしょう。じゃあそういうものについて、何も分からないからとにかく申請されたものを全部受けて、それを全部上げるんですか。そういうことじゃないでしょう。ある程度の審査基準というものがあって、それに合致するかどうかの判断は、窓口である程度のものはされるわけでしょう。それとか、数が多いもの、相当金額的にも張るものを、あったものは全部出しますとかいう話にもならないんじゃないかと思いますが、その点はいかがですか。

○ 中央公民館館長

対象団体、対象事業につきましては、基準がございますので、助成対象事業者ということでの掲載がございます。その中には助成対象となるコミュニティ組織は市町村における自治会、町内会等の地域的な協働活動を行っている団体又はその連合体とする、それと各市町村もこれに含まれるということで、対象事業としては地域活動に貢献しているようなイベント事業ということで判断はいたしています。

○ 永露委員

いわゆる私が申し上げた両方ともそうなんですけど、片方は例えば純粋に町内会活動、青年団活動とかいう形でのものと、もう一方で先ほど申し上げました、いわゆるお宮の行事の中での、結局やっていることは地域における活動なんですけど、その本体となるものがやはりお宮という形になると、それも同等に扱われるのかですね。やはりそういう宗教に、突き詰めれば関係していくようなものについてはどうしても対象から外れるということになるのでしょうか。

○ 中央公民館館長

助成対象事業の記載の中に、特定目的のために組織された宗教団体等は除くものとするという記載がございます。

○ 永露委員

特定の宗教団体に属するものは除くということですので、いわゆるお宮の行事としてやっているものについて獅子頭等の購入について申請しても受け付けないということですね、ということだろうと思うんですけど、そうなってくると例えば、全く今の山笠と一緒になんですけど、突き詰めればお宮の行事といわれてもしょうがないんですけど、やはり補助金を出す対象者としては好ましくないのが名目を変えて補助金を出しやすくした、出せるようにしたという経緯もありますので、例えば純粋なお宮の行事であっても、それが地域の活動とかいう形で出され

ば、その可能性はあるということによろしいでしょうか。

○ 中央公民館長

先ほどから質問者が言われていますが、この獅子舞につきましては幸袋の中一の獅子舞保存会という地域活動に密着しました活動をされている市民活動団体という位置づけで中央公民館として申請を出させていただいています。それで認められたということでご理解をお願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

15ページ、文化財保護費の旧伊藤伝右衛門邸書生棟改修工事、これはどのような工事があるのかおたずねします。

○ 商工観光課長

旧伊藤伝右衛門邸につきましては公開開始から1年が過ぎ、伊藤伝右衛門邸に対するメディアの取り扱いも薄くなってきており入場者も減少しています。伊藤邸につきましては、観光基本計画にも観光拠点として位置づけられておりまして、伊藤邸の落ち込みは市内の観光に影響を及ぼすことになっています。少しでも早く対応していく必要があるというふうに考えています。そういうことから先ほど財政課長も説明しましたように旧伊藤伝右衛門邸の新たな魅力を開発し、リピーターの確保を含めた誘客を推進するため、展示スペース、休憩所の拡充を図るものです。具体的には伊藤邸の大きな人気の要因となっています白蓮館の展示スペースを拡充して白蓮に関する展示物を充実するのと、入場者の多くが高齢者であることから、休憩所を拡充し、さらに休憩所では快適さ・情緒感を与えるための軽飲食物の提供を行えるよう、厨房設備、空調設備等の整備を行い、安定した入場者の確保に努めていきたいということで予算に上げさせていただいています。

○ 柴田委員

今、お話の中で休憩所が出来るということで、ほっといたしています。これは前々から皆様から一息つける場所がほしいということをお聞きしていました。飯塚は特にお菓子の名産のところでは。是非、抹茶やお菓子等を出していただいて、再び近隣の方々や市内の方々がまた行ってみようと思うような施設にさせていただきたいと思います。また、假屋崎さんを今度迎えられるということで、本当にいい計画ではなかったかなと思っております。是非これからのいい計画を立てていただいて、飯塚市の伝右衛門邸に本当に今年が一番多かったといえるような取り組みをよろしくお願いします。

それともうひとつ、先ほどの大学支援補助金、これは私はほんとうにほっとしました。それは数年前から大学の方々から、飯塚市はなかなか支援してもらえないという声を聞いていました。今、少子化を迎え、大学も運営が大変厳しくなっています。近畿大学、九州工業大学、近畿女子短期大学とありますが、この大学が末永く運営していくためにも、飯塚市も厳しい中ではありますが、支援をしていただきたいと要望して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、「議案第76号 飯塚市一般会計補正予算(第1号)」に反対の立場から討論します。目尾工業団地造成事業は特別会計において9,724万円を投入するもので、一般会計補正予算書に2件、合わせて86万円の支出があります。ところが工期は来年2月から年度をまたいで

6月までの5ヶ月間、また、用地買収は土地開発公社からの買戻し予定を早めるなど異例の取り組みですが、市への収入増、雇用効果は検討もされていません。この不自然な支出のほかに遠賀川・穂波川もぐり橋等設置工事など税金の無駄遣いと思われる予算があり、賛成することが出来ません。詳しくは本会議で述べてまいりたいと思います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第76号 平成20年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:52

再開 13:59

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、「議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

「議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」について、補足説明いたします。議案書の5ページをお願いします。本議案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行により、従来民法による公益法人の認可制度が改められたことから、関係条例中の公益法人及び認可地縁団体に関する規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、8ページから9ページの新旧対照表でご説明いたします。今回改正する条例は、「飯塚市情報公開条例」以下、この新旧対照表に記載のとおり、5つの条例がございますが、いずれも新法の施行に伴い、整合性を図るために、法人、団体に関する規定について整備するものでございます。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例改正の提案なんですが、これ見ますと、「公益法人」が「公益的法人」というふうになってるんですね。それで、これは具体的には、本市の場合、どういうふうな影響が生じるか、お尋ねいたします。

○ 総務課長

今回の改正の趣旨は、公益法人制度改革三法と言われるものでございまして、この三法の施行に伴いまして、法の趣旨に沿いまして文言等の整理等を行ったものでございます。従いまして、実質的に今回の五つの条例改正に伴って内容が変わってくるということはないというふうに考えております。

○ 川上委員

じゃあ、確認しますが、この「公益法人」が「公益的法人」というふうに変ったことによって、新たに派遣できる対象が広がるということはないということですか。

○ 総務課長

5年間の経過措置が設けられておりますけれども、基本的にそのようなことはないというふ

うに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第79号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 平成20年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 財政課長

議案番号第82号、平成20年度一般会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。配布いたしております9月22日提出、追加提案分の補正予算資料をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下に記載しておりますように、8月16日の大雨災害に伴う災害復旧関連経費を補正するものでございます。補正額は、一般会計で4,931万4千円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。国庫支出金、県支出金及び市債につきましても、災害復旧費の特定財源を計上いたしております。財源調整のため財政調整基金繰入金を356万4千円増額いたしております。次に、歳出の災害復旧費では筑穂地区39カ所、この39カ所の中には、先にご提案申し上げました6月21日の大雨による被災カ所の被害が拡大したことによりまして、単独災害から補助災害への組替え分12カ所を含んでおります。その農業施設災害復旧費4,147万8千円、及び、同じく筑穂地区3カ所の河川災害復旧費783万6千円を計上いたしております。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

補正予算書、追加提案分ですが、その8ページに歳出があります。農業施設災害復旧費及び河川災害復旧費の関係なんですけど、これは説明資料で、農業施設の関係が39カ所、筑穂関係ですね、全て。それから河川関係も3カ所、筑穂ばかりになっております。それで、ひとつひとつ場所を確認できなかったんですけど、平成20年度の被害想定箇所一覧表というのがあります。これを見ますと、市内各所62カ所、急傾斜地等を含めて入っているようです。それで、危険箇所がいくつもあったんですけど、雨の降りようもあったと思うんですけど、筑穂以外では農業施設関係及び河川関係は被害がなかったんでしょうか。

○ 農林課長

農林施設関係につきましても、8月16日の大雨による被害につきましても、筑穂地区だけでございます。

○ 土木管理課長

土木管理管内におきましても、今回は筑穂地区だけだということで、ほかのところもありましたけど小規模で、泥の取り除き等はありませんでしたが、災害に関するものはありませんでした。

○ 川上委員

そうすると、農業施設関係39カ所なんですけど、水路だとか、いろいろ特徴があると思う

んですね。それを簡潔に説明してもらえますか。

○ 農林課長

被害の内容につきましては、市が所有する水路の法面の崩壊、それから、水路と農道とかの間の法面の崩壊、それから農道の路肩の崩壊、主な内容はそういったところになります。

○ 川上委員

家屋的なものはなさそうですけれども、この農業施設関係で、同和対策事業によるものはなかったでしょうか。

○ 農林課長

ありません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第82号 平成20年度 飯塚市一般会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第83号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 総務課長

議案第83号、財産の取得について補足説明いたします。議案書の1ページをお願いします。本議案は、飯塚市消防団に交付する予定の消防ポンプ自動車2台につきまして、購入予定価格が2千万円を超えるため、飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。購入後は飯塚方面隊第7分団及び筑穂方面隊第1分団に配備する予定です。今後も消防車両については、老朽化したものから順次計画的に更新していくことにより、消防団の装備の充実を図り、地域防災力の維持向上を図ってまいりたいと考えています。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

2台購入して、飯塚方面隊第7分団、それから筑穂方面隊第1分団と配備するということなんですけれども、具体的に言うと、第7分団・第1分団というのはどちらの方面なのか、地域名で教えてください。

○ 総務課長

第7分団につきましては、幸袋・中・庄司・柳橋・津島となっております。筑穂方面隊第1分団につきましては、大分・黒石・鶯塚・内住本村・切畑・大野・久保山・氷屋でございます。

○ 川上委員

これは新規配置はなくて更新ということだと思うんですが、現在の車両は耐用年数は何年で、いつで切れるんでしょうか。

○ 総務課長

消防自動車につきましては、概ね耐用年数17年で計画的に更新しております。

○ 川上委員

この飯塚方面隊第7分団と筑穂方面隊第1分団が、それぞれ17年目を迎えるということな

んですね。いつで耐用年限が切れるんですか。

○ 総務課長

消防ポンプ自動車そのものの耐用年数というものは、これは特に定めといったものはないというふうに考えております。整備の状況とか使用頻度によって、長持ちすることも出来るだろうとは思いますが、今のところ飯塚市では、一昨年来、17年程度でもって2台ずつ更新していくという計画で整備を進めているところでございます。

○ 川上委員

何にしろ、とにかく17年で更新していくということになってるんですね。それで、この飯塚方面隊第7分団と筑穂方面隊第1分団は、いつが17年目になるんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:15

再開 14:15

委員会を再開します。

○ 総務課長

消防ポンプ自動車の購入計画によりますと、幸袋の分につきましては平成3年の10月12日に購入いたしておりますので、ちょうど17年が経過しております。それから筑穂方面隊の分については平成4年の8月25日に購入しております。これについては丸16年が経過したところと考えております。

○ 川上委員

生命・財産に関わることでありますから、いざ出動して故障、事故があったということではまずいわけですが、日常的な整備もきちんとしておくことが前提になっているはずですから、17年というのも、特段の定めがないのであれば、この際、自動的に17年たったら愛知ポンプ工業にやる、モリタにやるというのではおかしいと思うので、もう少し検討したらどうでしょうか。この17年ということについてですね。使用頻度が少ないものについてはもっと延びるかもしれないし、具合が悪い、故障が時々あるというようなものは早めに更新ということになるでしょ。だから、17年一律という考え方は検討したほうがいいんじゃないですか。

○ 総務課長

もちろん、整備を進めれば耐用年数が延びる場合もございますが、やはり装備の陳腐化といったこともありますので、概ね17年程度を目安に購入計画を立てているところでございます。

○ 川上委員

2台合わせて発注する理由は、どういう理由ですか。

○ 総務課長

2台一度に入札に付したほうが、少しでも安くなるのではないかとこのように考えております。

○ 川上委員

考えているという答弁だけれども、何か、比較したことがあるんですか。一台ずつ入札をかけてやった場合と、2台合わせてかけた場合と。

○ 契約課長

2台同時に、ということでございますけれども、別個に発注した場合に比べて、先ほど言いましたように安価で購入できるのではないかと。それからもう一つは、ポンプ部等の装備部の製作がございまして、例えば購入部品等の材料の仕入れ等において、2台分の一括購入によりまして経費削減、手続き等の事務経費等においても削減が見込まれるのではないかなとい

うところで、一括発注ということにしております。

○ 川上委員

自信がないでしょ。2台を一度に発注すると安くなるという、自信がないはずですよ。そういうの、あなた方は比較してないから。思い込みじゃないんですか。何か反論があるんだったら、市のほうから反論してください。

○ 総務部長

物品関係、動産もそうでございますけれども、先ほど課長も申しましたが、改造費等々もございまして。それに、物を購入する場合には、数が多いほうが安く落ちるとするのは当たり前のごとでございます。量が多ければ、ですね。その分だけ安く仕入れができるということでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

入札をするわけですから、部長が答弁されたようには入札価格は決まっていけないと思うんですね。恐らく、あなた方の思い込みでしょう。それで、実際、入札はどうなるんでしょうか。

○ 契約課長

入札につきましては、希望業種が消防用品で指名願いを出している業者のうちから消防ポンプ自動車の取り扱いができる業者で、今回の場合は全社指名の14社で、その内訳は、市内業者が3社、市外業者が11社で、うち2社の辞退によりまして12社で入札を行ったところでございます。

○ 川上委員

市内業者3社というのは、どこですか。

○ 契約課長

アイエス工業株式会社、それから福栄産業株式会社、ヤマト消防設備工業株式会社の3社でございます。

○ 川上委員

落札率は何%になってますか。

○ 契約課長

予定価格を公表しておりませんので、予算に対しての率でございますけれども、99.96%でございます。

○ 川上委員

談合情報は来ておりませんか。

○ 契約課長

談合情報はあっておりません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第5号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、次回、閉会中に開催予

定の総務委員会において、紹介議員から趣旨説明を受けた後に審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)について」報告を求めます。

#### ○ 総合政策課長

指定管理者制度導入に係る指針の改定でございますが、今まで「指定管理者制度導入に係る指針」と「飯塚市の指定管理者制度マニュアル」に基づき選定事務を行ってまいりました。今回、見直しを行うとともに、「指針」と「マニュアル」をセットにし、指定管理者制度導入に係る指針の改訂版を作成いたしましたので、新旧対照表にてご説明いたします。基本的には、各項目において文言の整理、追加、及び内容の細分化、明確化をいたしております。

2ページをお願いいたします。「(2) 基本的条件の設定」の、3ページのアでございますけれども、管理の基準でございますが、内容を細分化し、それぞれについて記述を明確化しております。

次に、見直しをした項目ですが、6ページをお願いいたします。イの「応募要件」のうち②の項目、当該公の施設の設置目的や特性に応じた運営を、継続的・安定的及び効率的に実施する能力を有する法人(団体等)とする、これは追加をしております。

次に7ページをお願いいたします。すぐ下の③の項目、団体については、個人や法人の単なるグループではなく、組織や責任の所在が明確化されたものに限るものとする、これにつきましては、団体につきましては組織や責任の所在を明確化しております。④の項目、応募時において市内に事業所を有しない法人、団体等が指定管理者に指定された場合には、協定書締結後、速やかに市内に事務所または事業所を置くことを要件とする、これは新たに要件の追加をしております。ウ「募集の方法」でございますが、項目別に整理をしております。

8ページをお願いいたします。8ページから9ページにかけて、募集要項に記載する事項等を規定しております。②の「応募者の無効または失格」でございますが、どのような場合を指すのか定義づけがしてありませんでしたので、今回、明確化しております。失格の項目でございますが、市として指定管理者に特に求めるものは条例で当該施設の管理運営、とりわけ運営能力を委ねるにあたって、物的及び人的能力を有し、事業計画が施設の設置目的に即していること、並びに施設の特性等に応じて、別に定める基準に適合しているものとする、と規定されております。また、従来、各施設の応募要領におきましても失格事項が記載されており、今回、その基準を明確化いたしております。

12ページをお願いいたします。(4)の「公募の期間」でございますが、施設の内容把握及び書類の作成等にある程度の日数を要するということから、他市の状況も参考に検討した中で、60日以内程度が適当ではないかという判断をして、今回変更をしております。

次に16ページをお願いいたします。ウ「選定委員会」でございますが、3月に規則の改正を行い、公募委員を1名、専門委員を2名、市職員を1名、その他市長が必要と認める者を追加して5名以内、合計10名以内に変更しております。

18ページをお願いいたします。⑤の「選定委員会の会議の公開」につきましては非公開としておりましたが、プレゼンテーションにつきましては事前に応募者との協議のうえで公開することができるものとしております。

20ページをお願いいたします。キ「協定の締結」でございますが、協定書に、地域貢献に関する事項、秘密の保持、個人情報の保護、情報公開等を盛り込んでおります。

23ページをお願いいたします。(11)にて、指定管理者評価委員会の設置規定を盛り込んでおります。委員会の設置につきましては、条例・規則の改正の必要がありますので、現在、改正作業中でございます。12月議会での提案を予定していますので、役割等につきましてはその時点でご説明させていただきたいと考えております。

25ページをお願いいたします。(14)で内部検討組織として、指定管理者制度導入推進委員会の設置規定を盛り込んでおります。また、26ページにかけて記載しています選定評価書の項目でございますが、現行の評価内容の一部見直しを行っております。

最後に28ページから29ページにかけまして、導入手続を記載しております。これにつきましては、従来、6月に設置条例の上程、12月に指定議案の上程を行っていましたが、それぞれ3月と9月に変更することによる各事務手続きの処理月を表したものでございます。以上、簡単ではありましたが、説明に代えさせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

指定管理者の選定の点数のところ、今、報告があったばかりで見合わせきらないんですけどね、地元雇用は点数の中に、大幅に点数アップするとかいうことは、どこか入ってますかね、地元雇用。他市に、先進地に行った時に、やっぱり地元雇用がないところは、はじめから駄目だということもあったし、地元雇用に重点を置いて、何名以上という雇用のところは点数をアップしたとか、いろんな先進地の事例もあるわけですよ。この、いろいろ説明された中で、ページを追っていただくだけでも大変だったんですけど、地元雇用をやりなさいというようなことが、どこか入ってますかね。

○ 総合政策課長

現在まで選定評価書の中には地元雇用の配点数が記載されておりましたけれども、指針には盛り込まれておりませんでしたので、今回、指針に盛り込んでおります。ただ、選定評価書の変更につきましては、他市の状況も参考にしながら研究はしてみましたけれども、大きな変更になるようでございましたので、今回、これについては見合わせて、従来どおりの配点で行わせていただくようにしております。

○ 兼本委員

指定管理をやったとしても、指定管理は自治法の改正によって、市の公的施設については直営でやるか指定管理者でやるかということの大きな改正、その中で指定管理でやる、という。当然、指定管理を選択した場合には、やっぱり、雇用の場を確保してあるということが、私は第一義的に大事だろうと思うんですよ。だから、地元雇用をある程度の大きなウェイトに持ってきて点数をやらないと、地元雇用なくして、例えば指定を受けるために単価を安くした、その中では地元雇用はほとんどない、とかいうような形になってくるとね、何のための指定管理かということになってくるわけですよ。あなたの今の答弁の中にあつたように、他市、先進地においては地元雇用というものをかなり大きなウェイトで、採点の中に入れてるわけよね。だから、この中には今回は入ってないかもしれないけど、例えば選定する際に、やっぱり地元雇用というものを大きなウェイトとしてとらえていただかないと、恐らく指定管理の中で、地元は何人になるのかという話が出てくると思うんですよ。いろんな意味で、飯塚市立病院なんかでも、あれだけ看護師さんがたくさんおられるということになってくれば、その中で今後、地元雇用は何%いるのかというのは、当然大きな審議の要件になってくると思うんですよ。だから、市の公的施設を、直営ということになれば市が人件費とか何とか払いますから、当然、

そこそそ地元の雇用というのが優先されてくるわけですよ。だけど指定管理になってくると、そういうふうな地元雇用というものが強制はできませんから、ある意味、強制する意味においても地元雇用というものを大きなウェイトに持ってこないと、地元雇用というのがないがしろになると思うんですよね。だからそれはやっぱり、大きな変更になるから云々ということじゃなくして、是非、地元の雇用というものは採点の中で大きなウェイトを占めるように改正すべきであると、私は思うんですけどね。だから、これが今、こう決めたから、お上が決めたことだからこれで納得しろということであれば、またあれでしょうけどね、何らかの変更はやっぱり、当然、私はあつてしかるべきだと思うんですけどね。いかがでしょうか。

○ 総合政策課長

先ほど、指針の中に盛り込んだと、私申し上げましたけど、その中でも特に説明不足の点がありました。今まで協定書の中に、地域貢献に関する事項等をうたっておりませんでしたものですから、今回、協定を結ぶ時にはそういったことで、地域貢献に関する事項ということ協定書の中に盛り込むようにしております。21ページの下から三段目の二重丸のところを書いてあります。

○ 兼本委員

これは、指定管理者の指定をする時、そういうふうな協定を結ぶ時に、ということだろうと思いますけどね、いろんな意味で協定は、後でないがしろにされるようなことになることあるかと思しますので、本来ですと、選定をする際の点数に大きなウェイトを占めておくと、必ずやっぱりこれは地元雇用、という形のは出てくると思いますので、せっかく作られてるのにこれをどうしろこうしろとは言いません。ここに書いてありますから、今回はこれで、良しとは言いませんけど、書いてあるということで。次回もしも、これを扱う時がありましたら、是非、指定の条件の中で大きな配点となるようなものになるよう検討していただきたいと要望しておきます。だから、もう答弁要りませんけどね。だからこれ、あなただけじゃなくして、課長が変わったら必ず引き継ぎ事項としてきちんと残して、引き継いでいただくように要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

五・六点、お尋ねします。13ページに、現場説明会についての説明があります。同じ条件で説明を行うため、参加者は一堂に会するというふうに書いてあります。今までの規定で、何か不都合があったことがあるんでしょうか。

○ 総合政策課長

過去の分につきましては、他の施設の説明会と重ならない時間を設定するということでしてございましたけれども、今回、やはり、説明者の一言一言、一字一句の中でいろんな思いが違つてはいけませんので、参加者が一堂に会した中で現場説明会を行うこととしております。

○ 川上委員

例えばコスモスコモンの指定管理者、公募するとするでしょ。参加者は全部そこに、一堂に集まっていたいで説明をするということなんですよ。今まで何か、トラブルがあつてそういうふうにしたわけではないんですか。トラブルはなかったけど、今までこうしてたけど、文章に書き込んだということなんですか。

○ 総合政策課長

問題はありませんでしたけど、いろいろ課内で協議する中で、こういう方法のほうが、より公平性、透明性を保てるんじゃないかならうかという思いの中で、こういう形でしております。

○ 川上委員

そのほうが透明性が保てるのかどうなのか、よくわかりませんね。それから18ページ、選定委員会会議の公開と書かれているんですが、応募者との協議の上でということになってますね。応募者が嫌だと言えば、これは公開しないということになるんですか。

○ 総合政策課長

そういうことになろうかと思えます。

○ 川上委員

応募者が嫌だと言う可能性について、どういう場合が想定されますか。

○ 総合政策課長

市としましても公開という形を考えていきたいのでございますけれども、特別なノウハウ等が含まれており、困難性があるかと考えます。利用者の皆さんに、応募者の基本的な考え方等について広くお知らせしたいという思いもありますので、応募者の方に理解を求めていきたいと考えております。

○ 川上委員

以前とあまり変わらないですね。市民の財産を、公共の福祉のために運営を任せようとしてるわけですよ。で、任せていただきたいという方々が集まるわけですよ。そういう方々が、何か隠さないといけないことがあるのかと思うんですね。考え過ぎじゃないですか、市のほうが。だから、オープンでされると困るようなところは、来ないでいいじゃないですか。だから原則、原則というか、もう公開ということにして、それが嫌なら参加しないというので丁度いいんじゃないでしょうかね。

それから22ページ、情報の公開がありますね。上のほうですけれども。この中で、情報公開対象になっているのが、法人の提出書類等と書いてあるんですね。これは、法人がどういうことでしょうかね、市に提出した書類ということでしょうか。持っているものであっても、請求があれば市に提出させて公開することができるのか、そこのところはどう考えてありますか。

○ 総合政策課長

この指針によりましては、提出された書類の公開を考えております。提案書の公開を考えております。

○ 川上委員

提案書だけを考えているわけですか。法人が業務で使う資料がいろいろあるじゃないですか。そうしたものは予定していないわけですか。指定管理委託業務について、ですよ。

○ 総合政策課長

市に提出されました書類を想定しております。

○ 川上委員

その、市に提出された書類というのは、当初出されたものだけということですか。それとも、コスモスコモンなんかで、例えば業務をやるでしょ、様々なね。利用者数の集計とかするでしょ。そういうふうにつくってるものを、情報公開対象とできるかと聞いているわけです、例えば。

○ 総合政策課長

選定時における提出された書類につきましての公開を考えております。また、指定管理者に指定された場合につきましては、あとは情報公開の対象になると考えております。

○ 川上委員

それから23ページの指定管理者評価委員会の設置なんですが、メンバーはどういった方々を考えていますか。

○ 総合政策課長

先ほどの説明の中にもありましたけれども、この件につきましては12月議会での提案を予定しております、現在その改正作業中でございますので、完璧なものはまだできておりま

せん。

○ 川上委員

じゃあ、市職員、それから管理者自身、それから市民公募、いろいろあるでしょ。そういった構成についてはどう考えているんですか。

○ 総合政策課長

第三者を含んだ中での委員構成を考えております。

○ 川上委員

それは、市民公募も考えているんですか。

○ 総合政策課長

先ほど申しましたけど、今、策定作業中でありまして、どのような方法がベストなのかを検討している最中でございます。

○ 川上委員

正当に選ばれる市民公募が望ましいでしょうね。何かこう、あちらでも市の附属機関のメンバーになってる、こちらでもなってる、だから自動的になっていたらいい、ということじゃなくてね。そう思います。それから25ページ、検討組織の中で、総合的調整というのがありますね。この「総合的調整」というのは、どういうことを指しているんですか。

○ 総合政策課長

飯塚市指定管理者制度導入推進委員会設置要綱というのを定めておりまして、所掌事務の中に、指定管理者制度導入に向けた飯塚市としての基本的な姿勢・考え方の調整、二番目に、指定管理者制度の導入に向けた関係各部・係の意見の調整と助言、三番目に、前二号に掲げるもののほか、指定管理者制度の導入に必要な事項に関する調整を所掌事務としております。

○ 川上委員

非常にわかりにくいですね。全体として、今回こういう改正をしようと考えた動機だとか、決意だとか、そこら辺を最後に聞かせてもらいたいと思います。

○ 総合政策課長

現行の指定管理者制度導入に係る指針と指定管理者制度導入に係るマニュアルには内容が重複している部分が多くありましたことや、内容の説明不足等により判断しづらい箇所が散見されるなど、不十分な点がありましたので、市として指定管理者に求めるものや選定評価時における必要最低限満たされていなければならない判断基準の明確化等の整理をする必要がありましたので、今回、このような見直しを行った次第でございます。

○ 川上委員

だいたい、指定管理者制度を、合併前からそこそこの自治体でもやってきたし、合併後もやってるんだけど、二つの観点でとらえて、これを見直そうということではなかったんですかね。住民サービスの向上につながっていたかどうか、でしょ。それからもう一方では、財政縮減効果に結びついたか、と。この二つの角度からの検討というのはされてないようですね。どうですか。

○ 企画調整部長

指定管理者制度の趣旨としましては、施設の運営にあたって効率的かつ有効的な運営を図りまして、市民サービスの向上、それから経費の節減というのが、制度の大きな目的でございます。この指定管理者制度の導入にあたりましては、民間事業者等を含めたところの、対象者が幅広くなってきておりまして、応募者の増加と共に競争性が今後はさらに高まるということが予想されております。従いまして、この選定のプロセス、それから手続の透明性・公正性の確保を図ると共に、今後、指定管理者制度を導入するにあたって、このような明確な指針を設けまして、今後これに基づいて手続を行ってまいりたいということで、過去の指針、それから過

去のマニュアル、これを合わせて、そして飯塚市が導入しまして3年経過したものですから、その内容も改めて、このような新しい指針を作成したわけでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 安藤委員

一つ確認なんですけれども、こちらの資料は総務委員会以外の議員の方にも配付される予定でしょうか。

○ 総合政策課長

議会事務局を通じて配付させていただきたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:50 ( 委員長席交代 )

再開 14:50

○ 副委員長

委員会を再開します。

○ 原田委員

前回の一般質問の中で、ちょっと所管事務に関わっておたんですけれどもお尋ねしていた部分がありましたので、それ、結論を頂いておりませんでしたのでお聞きいたします。あの時、この中で今、出てきました、導入推進委員会ですね。これは、確認させていただきませうけれども、これはあくまでも役所サイドでの委員会ですよ。そして、この選定委員会というのは、あくまでも評点を付けるだけで、指定管理にふさわしいとかふさわしくないとか、そういったことは一切論議はなされない、そういうことでよろしいでしょうか。

○ 総合政策課長

選定委員会の中で、指定候補者の選定をいたします。

○ 原田委員

いや、それはわかるんですよ。だから、こっちで、選定委員会と違って導入推進委員会で、ここで「指定管理にするんだ」ということを決定するわけでしょ。そして、その次に今度は選定委員会、この委員会では評点のポイントだけを採点する会ということでしょ。そうとらえていいわけですか。それをお尋ねしたんです。

○ 総合政策課長

所管部署におきまして、まず指定管理者制度の導入をするかどうかの検討を行い、最終決定の前に導入推進委員会というのを、庁内の検討会でございますけれども、開催いたしまして、諸々の資料を出してもらった中で、こういうところが不足してるんじゃないかと、そういう意見を交えながら、より良い指定管理者制度の導入ということに結び付けていきたいと思っています。

○ 原田委員

ちょっと、言い方が悪いんですかね。この導入推進委員会と選定委員会の違いを説明していただけますか。

○ 総合政策課長

端的に申し上げますと、先ほど言いましたように導入推進委員会というものは、施設にこういう形で導入したいという意見の中で、各課との調整を図っていく検討委員会でございますし、また、選定委員会の役割につきましては、応募書類の審査・評価等に関することをしながら、審査終了後、指定管理者の候補を選定し、市長へ答申を行うということになっております。

○ 原田委員

私の言葉で説明させてくださいね。まず、導入推進委員会というのは、指定管理としてふさわしいとかふさわしくないとか、最終的な決定をする場であって、そして、指定管理者に向けて動き出した時に、いろんなところから応募があって、そこで、採点をする場が選定委員会だというふうに考えていいんですか、ということを私は聞いてるんです。それで間違いないですか。

○ 総合政策課長

導入施設の検討を行うということで、その場で全てのものを決定していくという委員会ではございません。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 14:55

再開 15:01

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 原田委員

この指定管理にあたりまして、所管課から、それからこの導入推進委員会、そして選定委員会に行くという流れになるかと思えますけれども、それぞれの役割についてお尋ねいたします。

○ 総合政策課長

私の説明不足で申し訳なく思っております。まず、所管課が所管施設につきまして指定管理者制度を導入するかどうかの検討を始めます。その検討が終わり次第、導入推進委員会に、こういう施設に導入したいということの開催申し入れがありまして、関係書類を揃えた中で、その委員会の中でいろんな意見調整を図っていく、また、募集要項についても、その施設についてはちょっと物足りないのではないかと、少しこういうことを追加したらどうかとか、そういうふうな意見調整を図った中で最終決定がされ、そしてその後に公募という形になりまして、選定委員会に諮られます。そして選定委員会の中で応募書類の審査、また評価等に関することの事務を行いながら、審査終了後に指定管理候補者を選定し、市長へ答申を行うという流れになっております。

○ 原田委員

だいたい流れはわかりましたけど、その中で、途中経過までは全部、役所サイドで行われていくわけですよね。その中で、議事録的なものは作成されるのでしょうか。

○ 総合政策課長

導入推進委員会の事務局を総合政策課が持っておりまして、会議録は作成いたしております。また、選定委員会につきましても、会議録は所管課が作成するようにしております。

○ 原田委員

指定管理者制度につきまして、本会議でも「会議録が」という声が非常に上がってきております。今後はやはり、作成されているということでございますので、それを公開ということになると、これはまた別のことになってくるんでしょう。一般公開とかできるんですか、こういった内容、ここでどうなった、最終的にこうなった、というのは。確か選定委員会は、全部、公開じゃなかったですよ。審査は非公開です、選定委員会は。そのあたりはどうなんですか。

○ 総合政策課長

先ほど申しましたように、総合政策課が導入推進委員会の会議録を作成いたします。これも基本的には公開を原則としておりますけれども、会議の内容等によりましては、情報公開条例に基づきまして、黒塗りの中で公開することもあり得るかと思えますし、選定委員会の会議につきましても同様ではなかろうかなという思いでおります。

○ 原田委員

それでは、選定委員会を非公開とするということについて、先ほど川上委員からも質疑が出ておりましたが、古いほうで見ますと、特別なノウハウ等が含まれることが想定されて、団体の競争上の地位、財産権、その他正当な利益が損なわれる恐れがあるというふうに書いてあります。これ、昨年、議案が否決となりましたけど、その際にもそういった、公開にしたら恐れがありましたでしょうか。

○ 総合政策課長

そのような可能性があった中で、非公開にされたものと考えます。

○ 副委員長

暫時休憩します。

休憩 15:06 ( 委員長席交代 )

再開 15:06

○ 委員長

○ 委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「開庁時間の延長(試行)について」、報告を求めます。

○ 行財政改革推進室主幹

開庁時間の延長(試行)について、ご報告いたします。配付いたしております資料をお願いいたします。今月15日に、市内全世帯に配布いたしましたお知らせを資料として配付させていただいております。開庁時間の延長につきましては、合併前の穂波町において平成13年8月から実施されており、合併協定項目の事務事業の調整段階でも種々検討を行ってきたところがございます。このようなことから、行財政改革実施計画で、窓口サービスの向上の一環として、窓口業務の延長の検討を推進項目に掲げております。また、5月から実施いたしております窓口アンケート調査におきましても、開庁時間の延長の要望も多数ございましたので、試行という形ではございますが、10月から来年3月まで毎週木曜日に午後7時まで、2時間延長いたしまして実施するものでございます。その内容の主なものでございますが、窓口開設場所につきましては、本庁であります飯塚庁舎、及び、教育委員会・上下水道局が入っております穂波庁舎、並びに筑穂支所、庄内支所、穎田支所でございます。窓口開設部署につきましては、本庁11課、穂波庁舎の教育委員会1課、上下水道局1課、四支所はそれぞれ4課となっております。窓口での取り扱い業務につきましては、住所異動に伴うもの、それからその他の各種手続、証明書の発行、市税・手数料・使用料等の納付、並びに各種相談業務等となっております。また、試行に際し、利用者数や利用目的等の実態調査を実施するとともに、新たに窓口開設時間の延長に関するアンケート調査を10月から実施する予定でございますが、利用実態や市民のご意見等を参考にさせていただきながら、来年1月頃には、試行期間満了後の窓口延長の継続、廃止、拡大、縮小、それから窓口延長日、時間などにつきましても検討をしてみたいというふう考えております。以上、簡単ではございますが、開庁時間の延長(試行)について報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成20年度タウンミーティングの開催結果について」、報告を求めます。

○ 人事課長

7月18日から8月29日にかけて市内12カ所で、「協働のまちづくり」をテーマにタウンミーティングを開催いたしましたので、ご報告いたします。タウンミーティングでは、お手元に配布しておりますA3版横綴じの資料でございますが、このような資料を配付いたしまして、協働のまちづくりについての意見交換をする中で、まちづくりに関する意見を出していただきました。今年の市民の参加者数は1,157人で、昨年から見ると、7カ所で増加したものの全体では13人の減少となりましたが、たくさんのご意見を頂き、中には、まちづくりに対する建設的な意見を頂いたと思っております。また、時間の関係などで発言できなかった方には、その意見をアンケート用紙に記入していただき、159人ほどの方から提出がっております。これらの概要をまとめたものを、本日資料としてA4横綴じで、「平成20年度タウンミーティング開催結果について」ということで提出させていただいております。内容の説明は省略をさせていただきます。なお、この概要につきましては、今後、市報やホームページで公表いたしますとともに、頂いたご意見を今後の施策に反映するよう努めてまいりたいと思っております。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 安藤委員

私も、タウンミーティング、できるだけ参加しようと思って参加してまいりましたがけれども、例えば、一昨年と比べてどのような状況になっているかというのは、わかりますでしょうか。

○ 人事課長

一昨年とどういふふうに変ったか、というようご質問でございます。これについては、二点、考えられるんじゃないかと思えます。私どもの取組みの状況、そして参加者の皆さんの状況というようなことではなかろうかと思えます。

まず、私どもの取組みのほうで申し上げますと、平成19年度開催いたしましたことへの反省点、先ほどもご報告いたしました、参加者数が少なかったというようなこともございまして、何とかこれを引き上げられないかということ。それから、参加者の内容につきましても、いろいろなところから、例えば自治会長、あるいは市の職員の参加が大多数で、市民の参加が少なかったんじゃないかというようなご意見も頂いております。このようなことについては、何とか取組みをということで、まずは市報に掲載をいたしまして広くお知らせすること、これは当然でございますけれども、そのほかの取組みといたしまして、市民活動に参加をしていただいております各種団体、あるいは企業向けにご案内を申し上げて参加者数を増やす、広く市民の方にお知らせするような努力をしてまいりました。そのようなことが、まず一点、挙げられるかと思えます。

それからもう一点は、開催につきまして、市からのお知らせの時間が非常に長かったということが反省点で挙げられましたので、今年につきましては必要最小限度にとどめ、30分程度で説明を終わらして、その後の時間を十分に、意見交換の時間とするという工夫もしたところでございます。それから次に、参加者の皆さんの状況ということでございますけれども、私も実は去年までタウンミーティングの担当ではございませんで、職員として会場には参加をさせていただいておりましたけれども、それを振り返り、あるいは、去年から携わっている職員の意見等も聞きますけど、やはり3回目という回数を経て、市政に対する建設的な意見がだんだん増えつつあるという感想を受けております。

○ 安藤委員

一定の努力はされてるというところだと思うんですけども、参加者の人数についての内容の把握もされてるというところでございますけれども。これも一つの提案なんですけれども、今は平日の午後7時からという形でされておりますけれども、負担が大きくなって大変だとは

思いますけれども、例えば日曜日に開催するとか、そういう部分で、今まで来られなかった方がそこで参加できるような方策というのは、今後とっていかれるおつもりはございますでしょうか。

○ 人事課長

今、ご指摘の点につきましても、実は先ほどご紹介をさせていただきましたアンケート調査あたりにも、やはり日曜日の参加とか、お休みの時にできないか、あるいは参加の形態について、もう少し小規模の、地域での開催ということが工夫できないかとか、いろいろなご意見を頂いておるところでございます。今からの分析にはなつてまいりますけれども、タウンミーティングにつきまして担当しております関係各課によりまして、来年度、開催するかしないかということもございますけれども、開催するとすれば、このようなご意見を参考にさせていただきまして、より良いタウンミーティングのあり方について探つてまいりたいというふうに考えております。

○ 安藤委員

是非、それも検討していただきたい。せっかく開かれるわけですし、費用もかかってくる問題でもございますので、その点はしっかり、やっぱり、やることの意義というよりも、それがいかに、どのようにやられて、それがどうやって繋がっていくかというのが本当に求められているところだと思いますので、是非、そのように対応していただきたいと思います。

私が感じるのは、だんだん少なくなってきたというのは、ここで言ってもいっしょよね、というふうに思つてある方もいるんじゃないのかな、というふうに思つたりするのが、自分が言った意見がどのように反映されてるかというのは、やっぱり、言ったほうとしてはかなり、どうなったんだろう、と。潁田であった部分で言いますと、ここはこうなつて本当にありがたいございましたという話もあつたりしたんですけれども、そういうふうなものがどんな形で実現できたのかというのを示す場というのは、何かありますでしょうか。

○ 人事課長

ご意見についての公表の場所ということでございます。これにつきましては、平成18年度の結果については、今年4月でございますけれども、各地区の公民館、それから市立の図書館等に、ファイリングにしたような分厚い冊子になってしまいました。それを置かせていただきまして、市民の方に読んでいただければ、ということで、一応お知らせという形をとらせていただいたんですが、わかりにくいというようなご意見も頂いております。ただ、ボリュームが非常に多うございますので、どういうやり方が良いのかということで、今、思案をしているところでございますが、もう少し皆さんの目に触れるような形で工夫ができないかと考えているところでございます。

○ 安藤委員

それは私も感じるところでありまして、やっぱり目に触れないと意味がないというふうに思つたりしますので、例えば、これは一つ提案なんですけれども、その地域で出た質問とか要望とかいうことがございますよね。それを、次の機会に、こちらから説明する時間をとられると、本来の姿のタウンミーティングじゃなくなってしまうところもあつたりしますので、そういう、そこで出た部分の、去年こういったご意見が出ました、これに対してはこうなりましたよ、という冊子といいますか、プリントですか、そういうものが、その地区だけでも結構ですから、そういうのを出されると、それが次に、これがこうなったんだ、というのがすごくわかりやすく良いような気がしますので、その点も含めて是非検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 人事課長

はい、あらゆる観点から検討させていただきたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございます。

ございました。

○ 安藤委員

せっかくやってるわけですから、本当に実りのあるものにしていただきたいというふうに思っておりますので、継続は力なりと言いますので、是非、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「民間企業への派遣研修について」、報告を求めます。

○ 人事課長

民間企業への派遣研修について、ご報告をいたします。民間の接客サービス、コスト意識や経営感覚を直接体験することにより、職員の意識改革を促進し、市民の皆様からの信頼や良好な関係を築くための知識・技能を修得するとともに、市民の皆様のニーズを的確に把握し、幅広い視野と新しい発想をもって、効果的な政策を立案できる職員を養成していくことを目的としまして、イオン九州株式会社、ジャスコ穂波店に職員を派遣するものでございます。本年9月5日から実施しておりまして、中期派遣として11月4日までの2ヵ月間、36歳の中堅職員が衣料品グループに配属され研修中でございます。また、短期派遣として9月5日から9日までの5日間、第1班として4名の採用4年目職員を中心に各売り場にて研修を終了したところでございます。今後、短期研修では、第1班同様に9月26日、本日からでございますが、第2班として4名を派遣し、10月末まで全5班20名の若手職員を派遣することとしております。以上で報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

派遣するということは、民間の企業での労働の体験をするということは、非常に喜ばしい、良いことだろうと思えますけど、派遣した後ね、その職員がどうなったかということが一番大事なことなんです。派遣することが目的じゃないんですよね。その後はどういうふうに考えてるわけですか。

○ 人事課長

おっしゃるとおりだと思います。派遣があくまでも目的ということではございませんが、それで、先ほどもご報告いたしましたように、短期派遣の第1班が帰ってきておりますが、早速、研修報告書ということで、研修の成果について確認をさせていただいたところでございます。また、次期派遣をする職員に対して、派遣者の経験談ということも、報告をさせているところでございます。これを契機に各職場において、やはり意識を変えて活躍をしてくれるものというふうに、報告の結果から期待しているところでございます。

○ 兼本委員

まず身近なことでよくわかるのは、挨拶がどのようになっているか。朝、おはようございます。きちんと同僚、上司、市民に対して、きちんとした挨拶ができるようになったか。まず一番身近なところはそこなんです。レポート書いても、書いただけだったら誰でも書きますからね。まず挨拶はどうか。朝、その方たちをずっと、フロアをずっと歩かせて、どのような挨拶をしてるか、見たことがありますか。私はどの人が入ってるかわかりませんがね。市の職員の方たちで、我々が顔を知ってる人で、この頃はだいぶ、議員のほうも「おはよう」とか、こっちから言うから、かなり挨拶する人が増えましたけどね。ほとんど、顔見ても知らん顔し

てる人が、かなりいましたよ。だから、まず、派遣して帰ってきた職員がどの程度の挨拶ができるようになったか。「ありがとうございます」までは言わなくていいですよ。でも、きちんとした日常のご挨拶がどの程度になったか、ということですよ。それはやっぱり、やった以上はそれくらいのチェックは、レポートだけじゃなくて、きちんとすべきと思いますよ。だから、この議会があつての時に、ずらっと、何も目的を言わないで、ずっと歩かせてごらん。どの程度ものを言ってるか、わかるから。そういうふうな形の中で、黙って、ちょっと書類を取りに4階まで行ってこいとか言って、わざと行かせるんです。で、どの程度、挨拶ができるか。そんなのチェックしないと駄目ですよ。行かせるからといって、自己満足じゃ駄目なんです。行ったら、どういうふうな成果が上がったかということをチェックしないと駄目だと思うんですよ。だから、今後やるんだったら、私はそういうふうな、ほかにもチェックの方法はあると思いますけど。よそのある自治体では、もう自治体の職員さん、要りませんと言われたところもあるんですからね。飯塚市の職員さんは、そういうことはないと思いますけどね。だけど、そういうことのないように。きちんとご挨拶ができるかどうかくらいのことは、議会も今度で終わりますけどね、書類をちょっと議会事務局まで取りに行っておいで、と言って取りに行かせてごらん。どの程度きちんとしたご挨拶が、あ、君は研修に行ったのか、というくらいの職員がいるかどうか。顔はわからないから誰が行ったかわかりませんが、とにかく、行かせるのが目的じゃなくて、いかに改革、変革したかということが目的です。たった何日間の研修でそんなに変わるかどうかはわかりませんが、そのくらいの意気込みで、やっぱり行かせる人は部下を見ながら、部下を育てて、そして働きやすい環境、働きやすい人、そしてその人たちがまた、自分たちの後輩を育てるような職員になってもらうことが一番大事なことでしょからね。そういうことでひとつ、よろしく。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ダイヤ機械株式会社 所有地の寄付申出書提出について」、報告を求めます。

○ 管財課長

ダイヤ機械株式会社所有地の寄付申出書の提出について、ご報告させていただきます。平成20年8月21日付けで、飯塚市平恒195番地、ダイヤ機械株式会社 池上幸雄代表清算人から所有地の寄付申出書が提出されましたので、その概要を報告させていただきます。

物件の所在地ですが、飯塚市平恒132番7他22筆でございます。地目は宅地・雑種地で、合計面積は62,001.03㎡、建物は工場跡8,673.57㎡、事務所跡が775.93㎡でございます。なお、土地、建物の所有者はダイヤ機械株式会社で、所有権以外の権利等は設定されておりません。

場所でございますが、位置図のほうで、上の方に穂波支所がありますが、そこから旧JR上山田線跡道路を桂川町方向に少し行きました、穂波東中運動場付近の斜線の一団の土地と、その下の方の一団の土地が主なものです。

詳細につきましては、2枚目の所有地概略図を見ていただきたいと思います。図面右側の「1号イ」工場跡地ですが、32,219㎡、「1号ロ」工場跡地12,242㎡、「1号ハ」事務所跡地6,877㎡となっております。また、「1号イ・ロ・ハ」の間には飯塚市所有の幅1mから3m、高さ約7mの上流からの排水路があり、分離されております。なお、「1号イ・ロ」の工場跡地の一部で、人為的原因と判断した鉛については、昔使用していた塗料に含まれていたと考えられるため、福岡県と協議を行い、自主的に土壤汚染対策法に準じた処置で、土壤改良工事をダイヤ機械の責任において行ったものです。図面左側の「3号ロ」ですが、水路敷で8

63㎡、飯塚市管理の幅2mの上流からの排水路が社有地内にあります。「4号イ」は社宅跡地で9,553㎡、「4号ロ」は社宅跡地で2,444㎡で、飯塚市所有の幅1mの上流からの排水路と隣接いたしております。

このことについては、関係部課と協議を行い、対処してまいります。以上、簡単ですが、寄付申出書の報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

ダイヤ機械、5年前に自主解散した会社ですね。5年たって飯塚市に、6.2haと言われたかね、工場の事務所付きで引き取ってくれということなんですね。特定有害物質も付いたままなんですね。それで、あなた方がこのダイヤ機械という会社がどういう会社であると思っておられるか、現状も含めてお尋ねします。

○ 管財課長

先ほど委員のほうから言われましたように、このダイヤ機械につきましては、昭和41年に搬送機械メーカー、主にベルトコンベア、クレーン等を製鉄所や造船所に製造、納入してきた会社でございますが、需要の激減に伴い、平成15年3月に会社を自主解散し、社有地の売却を行い、清算処理を行ってきたものでございます。

○ 川上委員

清算は済んだんですか。

○ 管財課長

現在も清算中でございます。

○ 川上委員

ダイヤ機械は、三菱マテリアルグループの有力企業だったんですね。違いますか。

○ 管財課長

ダイヤ機械のほうに尋ねましたところ、三菱重工業、三菱商事、三菱マテリアルと聞いております。

○ 川上委員

三菱マテリアルなんですよ。それは、三菱マテリアルの有価証券報告書の中にもはっきりしてありますよ。そこで、まず面積なんだけれども、あなた方が2枚資料を提出されてるでしょ。こちらの「総務委員会資料、提出」と書いてあるものを見ると、地積公簿が62,001.03とありますね。こちらのほう、社有地概略図と書いてありますでしょ、こちらのほう、六つ数字が並んでますけど、これ合計すると、61,998なんですよ。どちらが正しいんでしょうか。

○ 管財課長

社有地概略図でございますが、これにつきましては概略図ということで、小数点を切り捨ていたしております。それで、正しい面積といたしましては、先ほど申しました62,001.03㎡でございます。

○ 川上委員

それでは、特定有害物質のことについて、先ほど鉛のことも言われましたけど、それ以外にヒ素とかいろいろありましたでしょ、水銀とか。この特定有害物質付きの土地をもらうかどうかについて、あなた方はもう、もらうことを決めたんですか。

○ 管財課長

先ほども申しましたが、関係部課と協議を行い、対処してまいりたいと考えております。

○ 川上委員

まだ決めてないんですね。あと、どういう流れで決めていくんですか。

○ 管財課長

流れといたしましては、寄付を承諾する場合につきましては寄付の決定通知、それから契約書の締結、それから所有権移転という格好になると思います。

○ 川上委員

契約書を締結した場合は、契約議案が議会に提出されるわけですか。

○ 管財課長

議会のほうには提出いたしません。

○ 川上委員

市長決裁で出来る、と、法律はそうなってるんですね。どういう法律ですか。

○ 管財課長

確か、地方自治法の施行令で、5千㎡以上、価格について2千万円以上の費用がある場合については議決要件となっておりますが、それ以外については議決の必要がないと認識しております。

○ 川上委員

そうすると議会は、特定有害物質付きの土地はいらないということが、議案が出た段階では言えないわけですね。とするなら、ここで、市民の健康とかを守るためにきちんと聞いておく必要があると思うので、今から、少し長くなるかもしれませんが質問したいと思います。

そこで、特定有害物質については、いつ、どういうきっかけで、どういうものがあるのが明らかになったんですか。そして、それに対してはどのような対応をしているのか。で、処分したのものもあるでしょうけど、残ったまま飯塚市に押し付けようとしてるわけでしょ。それはどういったものが残っているのか。そここのところ、とりあえず聞かせてください。

○ 管財課長

ダイヤ機械の汚染土壌入れ替え工事概要について、頂いております資料に基づき説明させていただきます。平成15年から土壌汚染対策法が施行されたことや、所有地の処分の計画もあり、工場跡地について平成17年4月から自主的に土壌汚染状況調査を実施したところがございます。第1次調査は平成17年4月から平成18年2月、第2次調査が平成18年2月から平成19年の1月で行われています。その中で、鉛の含有量の指定基準不適合が深部で発見されております。それと、水銀の一部深部不適合地点については、発見されておりますが、これは連続性がみられないことから、調査・分析した結果、自然的原因と判断されております。それから、鉛につきましても、土壌汚染対策法の適用除外となっておりますが、法的な汚染物質除去責任はないということで県に確認済みですが、先ほど申しましたように、人的由来と判断した鉛につきましては、昔使用していた塗料に含まれていたと考えるため、自主的に、土壌汚染対策法に準じた処置で土壌入れ替え工事をダイヤ機械の責任において行ったものであります。それから、ヒ素とかいうのは、私の持っている資料には含まれておりません。鉛と水銀でございます。その面積でございますが、約7,205㎡でありまして、処置の対策は平成19年7月9日から平成19年10月13日で終わっており、県のほうにも報告書が提出されております。

○ 川上委員

要するに、鉛は除去、改良したけど、水銀は残っているということですね。

○ 管財課長

水銀につきましては、mg-ℓで基準値が0.005以内だったら良いということでございますが、いずれの検査でも0.005以内でございます。

○ 川上委員

そういうこと聞いてなくて、水銀は残ってるんですね、と聞いているんです。

○ 管財課長

自然的原因による基準値以下の水銀はあるということでございます。

○ 川上委員

自然的原因であろうが企業の責任であろうが、残っているということですね。それで、ヒ素、フッ素、ホウ素はどうなっていますか。

○ 管財課長

そういうのは無いと、私のほうは聞いております。

○ 川上委員

じゃあ、カドミウム、セレン、六価クロムはどうですか。

○ 管財課長

そういうのは確認されていないと聞いております。

○ 川上委員

今言ったのは、ヒ素もフッ素もホウ素もカドミウムもセレンも六価クロムも、人が体内に取り入れたら大変なことになるものですよ。それをあなた方は、三菱から土地と一緒に持ってってくれと言われて、聞いてないという程度で、飯塚市民の健康とか、どうやって守るんですか。確認してないんだったら、確認しないといけなんじゃないですか。どうですか。

○ 管財課長

確認していないということでございますが、訂正させていただきます。全ての項目において、カドミウム、六価クロム、シアン、総水銀、セレン、鉛、ヒ素、フッ素、ホウ素、いずれも土壌含有量基準値以下であるというような報告でございます。人体にはもちろん影響ない、基準値未満であったということでございます。

○ 川上委員

ある、ということですね。ヒ素、フッ素、ホウ素、カドミウム、セレン、六価クロム、それぞれ含んでいるという答弁ですね。

○ 総務部長

自然界にはいろいろな物質がございます。調査の結果、当然、そういった物質は少しはあるわけでございます。全て自然界の、基準値以下の人体に影響がないというところでございますので、また、この報告書も、正式に私どもが譲渡を受ける段階では、相手方のほうから頂けるとい形になっております。

○ 川上委員

三菱グループという会社は、例えば自動車関係で、車軸が折れるというような事態がわかっていて、ずっと公表せずに国民の命を奪ってきたことのある会社です。そういったことが株主総会で暴露されそうになると、総会屋にお金を出して法違反を犯したことのあるグループですよ。で、三菱のいろんな公表事実というのが、本当だろうかというのを各地で問われてるわけです。あなた方がしっかりしないと、大変なものを押し付けられる危険性があるでしょ。総務部長みたいに、自然界にはあれもあればこれもある、どれもある、というようなことを言い始めたら、最初から「どうぞ」という構えになるでしょ。その構え方というのと、市民の健康を守るというのは、両立しないと思いますね。そんなこと言うんだったら、ウランだってありますよという話になってくるわけでしょ。それはそうでしょう。そういうのは当然、よく「調査に値しない」とか皆さん言われますけどね、答弁に値しないですよ。もう少しまじめに健康の問題とかを考えないと、取り返しがつかなくなるでしょう。ですから、相手言いなりの、相手の資料だけでものを見たり考えたりしてたら、鯉田工業団地みないになりますよ。

それと、井戸水。この地域は井戸水を使ってますね。井戸水の対策はどうなってるんですか。

○ 管財課長

井戸水については、説明会の中では、近隣では使っていないという報告を受けております。

○ 川上委員

そこが本質じゃないでしょう。だから、井戸水が汚染されてないのか、ということじゃないんですか。じゃあ住民は、なんで使ってないんですか。三菱が、危険だから使わないでくれと頼んだんじゃないですか。そういうことになるわけでしょ。だからもう少し、住民の健康を守るという点から質問してるんだから、その観点から答弁してください。どうですか。じゃあ、井戸はいくつあるんですか。そのうち、使ってるのがいくつで使ってないのがいくつ、で、使ってない理由はどうかというのを三菱から聞いてるんじゃないですか。

○ 管財課長

地下水の分析結果を頂いております。これにつきましては、工事着工前、工事完了後というところでございますが、鉛につきましては地下水の基準内の値が0.01mg-ℓですが、井戸水の中で2カ所、0.075と0.018とオーバーしてる部分がありましたが、工事完了後につきましてはいずれも、先ほど0.01と申しましたが、鉛が0.006、それから0.005と、いずれも地下水については基準の範囲内ということでございます。平成20年の3月に出示されました、県のほうにも、うちの環境整備課のほうにも出してありますが、それにつきましても鉛については0.005ということで、基準値以下でございます。

○ 川上委員

一連の中国の有害物質が入った食品問題がありますね。その時に農水相がいろいろ答弁しましたね。そのような答弁だと思うんです。それで、2カ所オーバーしていたのが、表面の土壌を改良したら下回るようになったというわけでしょ。そうすると、どういうふうに思うか、ですよ、ここで。やっぱり、土壌改良しなければ人体に影響を及ぼす状況があったということなんですよ。長年あったということなんです、そこに。土壌改良して、そう時間がたってないわけでしょ、1年くらいしか。だから、その間にどういう定期的な検査をしたかにもよるんじゃないですか。直後にやってみると認められなかったけど、その後、半年たってみたら、またオーバーしていたとかいうようなことがないのか、そういうことしてないでしょ、三菱は。あなた方も、もちろんしないでしょうけど。

それでは、先ほど説明があった、この概略図の真ん中に、市の用水路があると言われたでしょ。市の用水路はどうしてここにあるか、あなた方は知ってるでしょ。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 15:48

再開 15:56

委員会を再開します。

○ 管財課長

先ほどの答弁で大変申し訳ございませんが、地方自治法の第96条の議決事件の関係でございますが、私が2千万円とか5千㎡とか申しましたが、議会の議決が要る場合につきましては負担付きの寄付又は贈与を受けることになっておりますので、この負担付でなければ議決は要らないということでございますので、大変失礼しました。

それから「3号口」の土地の下に水路があるかということでございますが、先ほども申しましたとおり幅約2m、高さも2mぐらいですかね、その大きな市所有の排水路がございます。

○ 川上委員

3号じゃなくて概略図で言えば1号のイとロとハの間にすき間があるでしょ。これ水路でしょ。それでなぜここに水路があるかという、いろいろ理由があるんでしょうけど、ここに湧水があるんですね。湧水があるでしょ。水が湧いているでしょ。知らない。じゃあ知らないと言ってください。

○ 管財課長

この間の水路は上流からの水はもちろんですが、下の方の口のイのちょうど中間あたりに2カ所、確か、あるような話は聞いております。

○ 川上委員

あなた、管財課長は適任じゃないかもしれませんよ。さっきから言っているようにね、総合政策はこれには関係ないんですかね。関係ない。関係ないだったら私語を続けていいですよ。それでね、課長、「あるらしい」とか、「聞いております」とか言うんだけど、あなたは今年の9月4日に、当時の坂口総務部長、それから白水環境整備課長、それから須藤建築課長と一緒に現地調査に行ってるでしょ。行ってないですか。

○ 管財課長

事情を聞きに行きました。

○ 川上委員

現地に行って清算人から、なぜ寄付したいのかとか聞いてるじゃないですか。当然それレポートしたでしょ。あなたが情報公開しても出さないけど。普通のことと違うでしょ。水俣病が起こった時にね、市の幹部たちがどういう態度を取ったか、県や国の幹部がどういう態度を取ったかね。「健康には全然関係ない、心配ない」と言い続けてるじゃないですか。今度のことがどういうものかあなた分からないでしょ。分からないなら全力挙げて調べないといけないでしょ。それを、自分が行って確認しておきながらね、「と思います」とか、「だったと思います」とかね、そんな姿勢でいいんですか。あなた方から情報公開請求で入手した文書の中に、ここが湧水ポイントと書いてあるじゃないですか。そんな適当な仕事で市民の命とか守れるんですか、健康とか。そういうことを今言ってるんですよ。それでね、この水はどこに流れているんですか。

○ 管財課長

道を挟みまして碓川の方に流れております。

○ 川上委員

三菱はそのことで地元の農業者といろいろ話をしたりしてないんでしょうかね、聞いてますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 16:01

再開 16:15

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

すみません、先ほどの質問、もう一回よろしいですか。

○ 川上委員

ここから湧水などが碓川に流れ込んでいくわけですね。農業者等を始めとしてこういう事実を知って、知られてない方も多いかと思いますけど、何か問題になったり、三菱と交渉してみたり、そういうことはあってないかどうかは確認してますか。

○ 環境整備課長補佐

水利組合につきましては今年の9月に申し入れがっております。市のほうに申し入れがっておりますので、私のほうで面会をいたしまして河川の水質調査を実施していること、それからダイヤ機械がモニタリング井戸において調査をしていること、いずれも基準値を下回っております。問題がないというようなことでの話をしております。

○ 川上委員

市に申し入れにみえた市民のかたというのは農業者ですか。それとも地域の住民のかたですか。

○ 環境整備課長補佐

水利組合の山口組合長ほか12名です。

○ 川上委員

あなた方はあなた方の責任で問題がないというふうに言ったわけですか。

○ 環境整備課長補佐

行政側としましては県にも立ち会っていただきました。県と嘉穂保健福祉環境事務所、それから市ですね。私どもでは水質検査の調査結果を見てですね、基準値を下回っているというようなことでの報告をいたしております。

○ 川上委員

今、井戸水の問題と湧水のことについてねお尋ねしたんですけど、もう少し質問がありますけど、ここまでのところで関連の質問がございましたら、ほかの委員の方をお願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 永露委員

まず基本的なことをお尋ねいたしたいと思います。今回、土地の寄付についての報告、寄付申出書提出についてということで、冒頭にちょっとやり取りがあったかと思えますけども、寄付の申し出がありました、それで、これについては受けたいと思えますが、その前に所管の委員会に報告をいたします、ということによろしいのでしょうか。

○ 管財課長

はい、寄付の申し出がございましたので所管の委員会にまず報告をさせていただいたということでございます。

○ 永露委員

私も長いことやっていますが、あまり記憶がないんですよ、記憶がないんです。それで先ほど議論の中であっておりましたように、寄付行為については当然議決事項でもありませんし、報告あったことはあったんですけど、今までも。こういうことが例えばあったにしろ、こういう寄付行為がありましたということぐらいでは報告がありましたけども、受ける前に報告するということは、皆さん方の意見を聞くという話、場にもなりますからね。こういう、受けたいと思えますが、その前に皆さん方に報告をして、その中でご意見を賜りたいというのが今回の報告の趣旨だろうと思うんですけども、そのとおりでよろしいですか。

○ 管財課長

面積が6万2千㎡と大きいものですから、一応所管委員会のほうに報告させていただいて、あと関係部課で協議したいということで、報告をさせていただいております。

○ 永露委員

報告をしてその後、関係部課で寄付を受けるかどうかを検討する。それで先ほど私お尋ねしたんですけども、寄付を受けたいと思うが、ということで申し上げたんですけども、それは間違いですか。報告をしてその中でいろんな意見とか出る、それを持ち帰って再度改めて協議をやるということですか。ということは、協議をやった中でイエスになるのかノーになるのか分からないということですか、現状。そういうとらえ方でよろしいんですか。

○ 管財課長

先ほども申しましたけど、面積が大変大きゅうございますので報告をさせていただいて、所管委員会の意見を聞いて関係部課で協議して対処したいということでございます。

○ 永露委員

じゃあ、意見を聞いた中で最終的にそれを踏まえて関係部課で協議をするということになれば、この委員会の意見も反映させたいというお気持ちなんですね。そうでしょ、そうですか。

○ 総務部長

先ほども管財課長が申しましておりますけども、ここが昨年でしたか、環境問題もございましたし面積的に大きな土地でございますものですから、提出されましたということをもまずご報告申し上げまして、私どもが内部でこの土地自体をどう扱うか、これから関係部署と検討いたして、対応させていただきたいと思っております。

○ 永露委員

再確認いたしますが、現状では全くの白紙ということですね、今の答弁では。これから検討するということですね。検討するということは○も×もあるということですね、当然。どちらになるかまだ分からないでしょ。

○ 総務部長

そのとおりでございます。本市にとってどう、処分関係もでございます。あとどういう活用する方法があるのかどうか、そういったのを踏まえて検討していくということでございます。

○ 永露委員

ですから現状では白紙ということですね。そうでしょう。あなたの言い方は、簡単に言えば現在ではそれを受けるかどうかは全くの白紙でございます、と。それを教えてください。

○ 総務部長

質問者が言われますとおり、今、決定はいたしておりません。検討中の段階でございます。

○ 永露委員

まだ検討してないでしょう。これから検討するんでしょう。先ほど話を聞いておりますと、いわゆる地質の問題、水質の問題等々、考えられる環境に与える影響の問題等については、全く問題はありません、まあ多少なりとも自然発生的なものは存在するけども、いわゆる基準値を超えるような法的に問題のあるような土地ではありません、全く問題はありません、という理解でよろしいですね。

○ 管財課長

はい、そういう理解で結構だと考えております。

○ 永露委員

としますと、この約6万㎡の土地は非常に優良な土地であって、おそらく現場、私もよく知りませんが、だいたい更地だと思うんですけども、山みたいな所じゃないと思うんですけども、そのような本当に有効利用のできる何の問題もない6万㎡であるということになりますね。そういうことになりますね。いや、今話を聞くとそうでしょ。そこで私が率直に、純粹な気持ちになって考えると、それほどの何の問題もない、それも更地利用できるような、それも広大な6万㎡、合計すると6万㎡にもなるような土地をくれるというんですね。もらってくださいというんですね。なぜですか。考えられんです。あなた、そう言われた時に何の疑問も思わなかったですか。何の疑問も湧かなかったですか。ああ、それならもらう、くれるならありがたいでございます、というもんですか。通常では一般の常識、私の常識とあなたの常識は違うかも分かりませんが、少なくとも一般の常識の範疇ではないでしょう。今どこにそんな奇抜な方がおられますか。何の問題もないんでしょ。すぐに有効利用ができるんでしょ、それも6万㎡。何も思わなかったですか。何も思っていない。くれるというのならありがたいでございますか。そんな感覚ですか。

○ 管財課長

委員が言われるように清算会社がなんで無償譲渡するのかということでございますので、8

月21日に出てから一応いろいろ確認をしまして、寄付申出書の理由のところも確認をさせていただきます。そうしたら、このダイヤ機械につきましては、清算終了の予定を平成19年の3月に、清算人会で一応3月を目標ということで決定いたしました。その代わり、その後土壌改良工事とかありまして、遅れて、清算開始から6年に入り、経費その他の面、人件費なり、2名の方がおっておりますけど、維持管理の諸経費等で、早期終了を図れという内容と、次々今まで処分してきてあります、約6万㎡ほど処分してきてあります。それを、売却を継続して残りました土地だけを市に「どうぞ」ということでは考えなかった、と。有効利用できる面積を確保して、もらっていただきたい、と。それと先ほどから水路の件とかいろいろ出ておりましたが、そういう内容で、社有地内に市の水路が入るとか、そういうことでございまして、もらっていただきたいというようなことで、理由はそんなことを確認させていただきました。

○ 永露委員

今の話の中で、現在清算中か清算後かわかりませんが、いずれにしても清算の中で、ほかの土地は売却ですか。そして、この土地については売却をせずに無償譲渡をする。で、その理由は何ですか。

○ 管財課長

今までも売却して、清算会社でございまして、次々に売却はいたしております。この土地も売却の予定で、約6万㎡ありますけど、全部売却する予定でありましたけど、先ほど「3号口」とか「1号イ・ロ・ハ」の水路の関係とか、いろいろありまして、だんだん遅くなって、ということで聞いております。

○ 永露委員

それでは別のことをお尋ねいたしますが、現在のこの、場所によっていろいろあろうと思うんですけども、総合的に、この土地の実勢価格というのは、どの程度あるんですか。わかったら教えてください。

○ 管財課長

正式に鑑定をとっておりませんが、穂波地区は飯塚と一緒にございまして、道に路線価というのが入っております。その単価が約8千円前後でございまして、そのかわり、形状、段差、それから面積が非常に大きいことなど考慮されますので、もう少し下がるのかな、というところで、不動産鑑定をとらないとはっきりわかりませんが、路線価自体は1㎡あたり約8千円前後と調べております。

○ 永露委員

できたら、例えば相対的に、この土地が例えば6万㎡ありますけれども、もちろん箇所箇所によっていろいろ差は出てきましようけれども、相対的に、路線価格として㎡あたり8千円くらいという話ですけども、じゃあそれが、お前、計算しろと言われればそのとおりですけども、そう言わないで、相対的にだいたいどの程度の実勢価格になります、と言ってくれればうれしいんですけどね。

○ 管財課長

先ほど申しましたとおり、路線価格は1㎡あたり8千円くらいですが、面積が大きかったり、こちらの「4号イ」のほうにつきましては奥のほうになりますので、四・五千円程度と判断しても、約2億5千万円から3億円程度と考えておりますが、ご存知のように、先ほど申しました工場跡の建物も、耐用年数40年以上を過ぎた建物もありますので、そのところを考慮したら、もう少し下がるのかな、ということでございます。

○ 永露委員

諸々のことが恐らくありましようけれども、それにしても結構な値段ですよ。仮に自分だっ

たら、売りますよ。あなたもそうでしょ。あなただって売るでしょ。それが通常の常識なんですよ。それを、くれるということは、ただでいいですよということは、よっぽどこの会社に余裕があるか、ただでやる理由が何かあるか、です。どちらかでしょ。そんなにこの会社、先ほど三菱関係のことを言われてましたけれども、もともとの会社がどうか知りませんが、このダイヤ機械だって企業成績不良ということで清算でしょ。でしたら、そんなに、ただでやるほど余裕がないんじゃないかと思うんですよね、でしょ。それなのに、ただでやるということは、一銭もいないということは、普通ならば少しでも利益をあげようというのが常識でしょうけれども、それをしないで、この土地を飯塚市に渡そうとすることについては、そこに、何かわかりませんが、何かあるんじゃないかと思うのが自然ではないんですか。

○ 総務部長

先ほどから管財課長が申し上げておりますが、そういった観点からいろいろお話を聞かせていただいております。それで、この土地については、ずっと放っておいたわけではございませんで、売買について努力をされております。それで、面積が広大であること、この一部は平地で、前の山田線に接する土地あたりについては売りやすい土地ですけれども、全体では中に大きな水路があるということで開発行為等の関係もございまして、相手方としては早く整理をしたい、と。そうしないと維持管理費、また従業員の人件費等もございしますので、それを勘案して、早く、今年度中に、もともと平成19年度一杯で清算を予定していたものが遅れてきている、と。早く整理をしたいという中で、一部の良い土地、売れる土地を売ったら残りが出るだろう、と。だから、そういった有益な土地も含めて市のほうに一括してもらっていただけないだろうかという相談でございましたので、そういうふうにお聞きいたしております。

○ 永露委員

それでは、例えばこの土地をもらおうとしますね。譲渡してもらおうとする。そしたら、将来的にこの飯塚市として、この土地は利用価値がありますか。「大いにある」とか「それなりにある」とか、いろいろありましようけれども、どのようなご見解ですか。

○ 管財課長

この土地を調査しましたら、都市計画の用途地域の指定ですが、この「1号イ・ロ・ハ」のところにつきましては工業地域でございます。ほかのところは指定なしですが、企業誘致等にどうかな、ということは考えておりますけれども、ちょっとまだ今のところ、はっきり結論は出ておりません。

○ 永露委員

場所によってはいろいろありましようけれども、少なくともこの「1号イ・ロ・ハ」については、大いに利用価値はあるだろうと思うんです。であるとすれば、また企業誘致ですか。企業誘致等に、飯塚市としてもそういう形で利用できるという判断でしょ。大いに、そういう意味で活用できる土地だと判断しているわけでしょ。ならば、相手方企業だって当然、その土地が有効に利用できるというふうに判断しているでしょう。飯塚市と向こうの判断が、そんなに違いますか。飯塚市だって、そういうふうには有効利用できるという判断の土地でしょ。だったら向こうだって、やり方によっては売却できる土地でしょう。あなた方も認めてるんですから。だから、そういう土地を、自分たちでも有効利用できる土地を飯塚市にただで堂々と、ということが、私の常識の中では考えが及ばんということを言ってるんです。ですから、常識外のところでの話だろう、と、私はそれしか考えられないんですけれども。それであるならば、この土地に何かあるとか、それとか別の問題があるとか、わかりませんが、何かあるんじゃないかというふうには考えざるを得ないのですがね。あなたの常識の中ではそう思いませんか。

○ 総務部長

確かにこの土地につきましては環境問題等から、そういったスティグマといいますか、イメージ的なものがあって、住宅地には不向きであろう、と。それから企業誘致としては、面積が広大でございますので、一括して買うところがあるのかどうかということで、今日まで延びてきている、と。で、開発行為で売りやすくするようになれば時間がかかるという中で、一括して清算を早めるために受け取っていただきたいという申し出でございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○ 永露委員

いずれにいたしましても、我々が具体的にとやかく言える問題ではありませんし、あなた方の言うのを聞き置くだけでしょうから。で、その聞き置いたものをどのように反映させるかは、またそちらの判断だけでありましょうし。全く議決の要らないものですから、どうでもやれるというものでしょう。だからこそ今、申し上げてるんです。我々が意見を申し上げる場はここしかないんですから。だから川上委員も言われるように、今ここで申し上げているんです。で、私どもは、そういう気持ちをあなた方に伝えることしかできないんです。「もらうな」とか「もらえ」とかいうことは、我々は言えないんですから。でも、あなた方が言ったように、この委員会の今回の報告のやり方として、やっぱり委員会の気持ちも少しは汲み取りたい、汲み取ったうえでそれを持ち帰って協議をして結論を出したいということですので、私は今、質疑も申し上げ、気持ちも申し上げましたので、そのことも十分踏まえたうえでの結論を出していただきたい。で、出す段階で、先ほどいろんな問題を言われておりますけれども、その問題全てについて、もう少しきちんと精査されたうえで受けるということであれば結構なんですが、積み残しをしないように。そして、この問題、頂きました、その後でまたいろんな問題が発生しないような形で事務処理をされてください。でも、申し上げておきますけど、「ただ」は怖いですよ。「ただ」は怖いです。それだけ申し上げておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

田川の白鳥団地ですかね、あそこで誘致企業が撤退する時に、土地を市のほうに寄付したという事例を私は聞いたことがありますけど、このような6万2千㎡という広大な土地を、他の自治体で、利益を求める企業から寄付を受けたという事例はあったかどうか、お調べになりましたでしょうか。

○ 管財課長

大変申し訳ないですけど、ちょっと調べておりませんし、聞いたこともないと思います。

○ 兼本委員

これ、県の地方課に聞くのはどうかな、という問題ですけど、例えば行政が売り出した土地に企業誘致で来ていたのが撤退する時に、これを第三者に売却するというんじゃなくて、ここで行政にお世話になりましたから、不動産は渡しますから、またそれを有効利用してくださいという形で寄付を受けたということは、私も何かの形で読んだことがありますけどね。こういうふうに、本来は利益を求める企業が、例えば、清算段階で清算終了してないと事務経費がかかるということでも、単純に計算しましても、この「1号イ・ロ・ハ」が15,529坪ですから、これ、5千円で売っても7,500万円です。それから「4号イ」が、これが2,889坪ですから、坪あたり1万5千円で売っても4,300万円ということで、かなりの金額になるんですよ。そしたら、固定資産税が年間に何百万円、それから人件費がどのくらい、という形でも、長い目で見れば何年間分くらいは、置いといても結構利益は追求できると思うんですよ。で、利益追求型の企業が利益を放棄して、行政に「どうぞ」と。また、この関連の企業が大変、飯塚市に炭鉱でお世話になりましたから、どうぞ行政に土地を寄付しますよとか、そう

いう形でもない、ただ唐突にこれだけの大きな土地を「どうぞ」ということで言われた場合、これは行政としてはやっぱり先例があるかどうか、こういうものをもらって、果たしてこういう土地が妥当であるかどうかということは、やっぱり私は調べるべきだろうと思いますよ。ただ単に飯塚市だけの問題じゃなくして、行政側として。そして、これは調査してもらいたいと思いますが、そのほかに、今言われるように、環境整備課でも県の立会いのもとでやったけど何ら支障はない、と。で、何か、湧水のところについては何かお調べになったんですかね、環境整備課は。私も現地を知りませんから、「1号イ・ロ」の間に湧水が2ヶ所くらいあるということで、この水はどういう水が湧き出ているかということについては、環境整備課のほうではお調べになりましたか。

○ 環境整備課長補佐

湧水につきましては、地下に井戸がありますけれども、調査井戸がありますが、これについては、どこからか、という部分では不明なものがあります。河川については当然、河川に流れてる水を調査したということになります。

○ 兼本委員

河川に流れる水は、飯塚市でも、筑穂地区の赤水と同じように、流れてほかの水と混ざることによって濃度が低くなるということもありますのでね。果たしてその水が本当に、そこだけの水かということについてはわからないであろう、と。今言う井戸とかも調べてみないと、果たして基準値以下であるかということもわからないかと思いますけどね。

それともう一点、せっかくくれるというのに、相手に対して失礼な行為かもわかりませんが、頂くについて飯塚市は例えば、結構なお金になりますからね、これをもらえば。だからこの調査費が二・三千万円かかったとしても、間違いなければもらうのが一番いいだろうと思うんですけどね。まだもらってないから予算は付けられないと思うんですよ、市有地じゃないから、調査とか何とか。だけど、先行で、もらうかももらわないかについての実績調査のために地質調査とか水質調査とかいうことについて、税金を投入して調査はできるでしょうか、できないでしょうか。

○ 管財課長

管財課としては、相手様の土地でございまして、そういう調査はできないと思っておりますし、また、水質調査なり土壌調査の調査結果報告については、全部開示していただくようお願いはいたしております。

○ 兼本委員

いいですか、こういうふうな質問をするということはね、もう、頭から何か、おかしいなという感覚で質問してるわけですからね。向こうから開示してもらっても、その調査の箇所が本当に危ないところを調査したのか、安全なところを調査したのかというような疑心暗鬼があるから、こういう質問してるんですよ。間違いなかったら、こんな質問するもんですか。くれるというのに、もらったらいじゃないかということで。普通、お金で1億円くれるということだったら、それはもらったほうがいいですよということを言えますけどね、だけどこの、今、いろいろ調べたら、私は全然わかりませんが、川上委員に言わせるとかなり危ない土地とか言われる。私もよくわからん。で、先ほど永露委員が言われたけど、ただほど高いものはないからですね。例えば、調査ができなかったら、この会社に勤めた人が近辺にでもいらっしやれば、だいたいこの土地はどうなっておりますか、くらいのことで、調査できるかどうかわかりませんがね。何らかの形で、もらう以上は安心・安全な不動産かということを確認してからもらうという、強い意思でもらっていただかないと、先ほどから言われたように、後で、もらった、第三者に転売した、そしたら、よくありますよね、地下にいろいろ入っていて全部やり替えないといけないというようなことで、売り主負担でやらないといけないという問題も出て

きますよね。だから、そういうことのないように、ということで、これは本当に、何もない安心・安全な土地かもわからないんですよ。ただ我々は、これだけの土地をただでくれるということは、普通、利益追求型の企業が「やる」ということが、初めてなものだからですね、非常に、何と言いますか、細心の注意を払ってもらっていただきたいということがあるものですから、我々みんな質問してるんですよ。何も、あなた達がもらうことについて、なんだかんだということは言っていないんですけどね。だけど、そういうことですから、お金をかけて調査ができないということであれば、昔ここに勤めていた方に、だいたい、地質調査をやった、なぜあの地質改良をやったんですか、とかいうようなことを聞けば、ある程度の現状がわかるかもしれないし。それと、これだけの6万2千㎡という広大な土地を企業が行政に寄付するということは、今まであったかどうか。そして、これはもらって本当に良いものかどうかということの調査は、やっぱり是非やっていただきたいと思いますので。これは先ほどから言うように土地の寄付で議決事項じゃありませんから、本来でしたら先ほど永露委員が言われるように、「もらいました」という報告だけで終わるんですよ。それを、「広いから」とか何とか言われるから、余計、我々も疑心暗鬼になるんですけどね。それ以上、もらうことについてとやかくは言えませんから、言いませんけど、是非、広大なこれだけの面積の土地を利益追求型の企業から行政がもらったことは妥当な行為なのか。それと、せめて、昔お勤めの従業員の方、今、隣の藤本委員から、本当にやめたのはここ十五・六年前か二十年くらい前じゃなかろうかということですから、そのくらいの時期に勤められてた方がもしも近所におられるとか、穂波の地域におられるれば、聞かれると、だいたいどういう現状だということがわかるんじゃないかなと思うので、先ほどから言うように、関係部課と協議しながら進めるということですから、その中で是非そういうふうなものも調べていただいて寄付をいただいてもらえば、安心・安全な土地ということでもらえれば、単純に計算しても約1億円ですよ。これ、本当言ったら、1万5千円とかいう金額で計算しておりますけど、道のそばの「1号口」の土地だったら、まだそれよりも高い土地だろうと思いますのでね、まだ相当な金額するだろうと思うんです。だから、そのところをひとつ、いろいろ取りとめのないことですけど、要望にして、是非お願いしておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

市がこれを寄付受ける方向で考えておられるのであれば、おそらく鯉田工業団地事業がストップするだろうし、ましてや目尾工業団地も0.87haですからね、もう作らないと思うんですよ、それは。絶対作りませんよね。だから、あなた方がどう考えているのかなというのが、よく分からないんだけど、意見を求めているということなんでしょうから、もう少し言いますとね、昨年土壌改良しましたね、調べてあると思いますけど、1万tを運び出したことになってるわけですよ。そういう計画だったんですね。本当に運び出したか分からないわけですよ。市民環境部長がにっこりされてますが、ではどこに持って行ったのかということなんです。どこに持って行ったか確認が出来れば、その1万tについては改良したということになるでしょう。あなた方は、その観点で向こうには聞きましたか。

○ 管財課長

県に終わったことの報告書が出ております。その中で、対策対象の面積が最初計画の時は、7,205㎡で実績は7,250㎡です。約45㎡増えております。それで掘削の土量でございますが、計画は6,738.1㎡が実績では6,910.94㎡となっております。その計画に対しての実績土量につきましては、県に提出されました報告書をいただいております。それと、行き先については、私は持っておりませんが、一応このマニフェストのとおりにされたという

ことで伺っております。

○ 川上委員

あなた方に、昨年の9月4日三菱が渡した資料によると、搬出予定は1万tですよ。だから、その後計画が具体化して、6,900程度しか出してないと言うんだったら、3千t持ち出しを計画の中から外したんですね。1万tという、こう書いてますよ。1日20t車10台程度を予定と、これは出す方です。それで、立派な土を入れないといけないでしょう。だから、1日10台出して、10台入れると、20台搬出入があるんだというふうになっておるんですね。50日かかる計算をたてておったわけですよ。ところが、3千tは止めたということなんだけど、この汚染土壌は、廃棄物としては扱わないんですね。だから産廃処理法には、対象にならないんですよ。だから、マニフェストが付かない。どこで処分してもいいわけですが、そういう意味では。だから三菱のセメント工場が北九州にもあれば、京築にもあるでしょう。だからそこで処分すればいいわけですよ。そこにきちんと持って行ったかどうかということがありますけど。それで、非常に心配するのが、ちょうどその頃、鯉田三坑ですよ、鯉田三坑を西田工業がシャモットを採るから、採掘権を認めないといけないので、市に売る契約を先延ばししてくれと言ったんですね。共産党は市民と一緒に現地調査を繰り返し要求した。ところが、三菱はそれを繰り返し拒否してきたでしょう。あなた方を通じて要請したんだから。市民というのは、買い主じゃないですか、三坑の問題から言えばね、買い主が瑕疵のあるものかどうか見たいと言ってるのに見せなかったわけです。見せない理由は、ギロバックだとかそういうことだけではなかったのではないかとこの心配を、これとの関係でするわけです。この水銀とか鉛にまみれた土壌を持ち込んだりしてないかどうか、これを調べるのもあなた方の仕事と思うんですよ、判断する際に、そういう不誠実なことをしている危険性もあれば、3千tは残している可能性があります。だから、三菱が1万tから7千tに減らした理由をよく聞かないといけません。首をひねっているようじゃ駄目ですよ。それで、鯉田工業団地のことで、一般質問を6月にした時に、三菱マテリアルの有価証券証の問題について質問をして、縄田部長に答弁してもらったでしょう。その有価証券報告書の中身を見ると、今度のことは、なぜ売ろうとしておるのかというのが、一端が分かるかもしれません。ちょっとくどくなるかもしれませんが、平成15年に土壌汚染対策法が施行されるでしょう。翌年16年に、鉱山保安法が改正される。三菱にとっては、旧廃止鉱山をいつまでも持つておくわけにはいかないというプレッシャーがかかるわけです。それから、工場跡地も綺麗にならないものをいつまでも持つていてもしょうがない、危険、リスクが高いとなるわけです。このことを、平成16年3月の有価証券報告書に書いているでしょう。それはもう読み上げてもらいましたね、6月議会で。これは平成16年の3月、17年の3月、18年の3月、19年の3月と4年間にわたって書き続けているわけです。そして今年の3月、有価証券報告書からはこれが消えています。これは確認してください。三菱に聞いてもいいですよ、「どうして」と。それでこの間に飯塚市では何が起こったかという、管財課長のために話してるんですからね、三つのことが起こってる。市民の目から見た時に分かることだけで。一つは畝割、鯉田東の方の水ヶ坂の三菱のボタ山、どうにもならないボタ山ですよ、防災のために旧飯塚市がお金を出して改良したことがあるぐらい、なぜ三菱のボタ山に市が金を出さねばいけないのかと思いますけど、そのボタ山と鯉田柳町の市有地、約束違反で三菱がずっと占拠し続けていたあれですね、あれを交換したでしょう。平成18年の2月ですか、3月ですか、合併前の駆け込みで。この時、八十数ヶ所の用悪水路なども含めてね、交換したんです。上瀧副市長の家の前を通っている道、あれもその時までには三菱マテリアルの土地だったんですね。大正何年頃に、市道認定したそうですね。だから、三菱マテリアルの土地のまま市道認定かけたわけだけど、上瀧副市長は毎日、仕事に行く時も帰る時も、三菱の土地を歩いて帰られていたわけですね。これは、変な意味じゃないんですが。そ

うということがあったわけです。これによって、三菱はあの災害が起こるかもしれない水ヶ坂のボタ山を飯塚市に上手に押し付けてしまう。あなた方は「はい」と言ったわけです。それからもう一つの問題が、三菱の鯉田三坑のボタ山ですよ。これは、多くを語る必要がないと思えますけど。最初は、これを三菱は福岡県にもらってもらいたかったんじゃないですか、経過から見るとね。ところが事情があって、不良債権になると具合が悪いので、銀行も金を貸さないということじゃないでしょうかね。福岡県は採用しなかったわけでしょう。それを飯塚市がこのこと、1,500万円程度ならもらいましょうというふうに言ったことになったと思うんですけど、これが二番目です。三番目がこのダイヤ機械です。この問題は、同時に出発してます、全て。この事業等のリスク云々の有価証券報告書の後、ダイヤ機械の問題については、平成17年の4月から第1次調査が入っているでしょう。その頃、福岡県は三坑のボタ山を調査かけてるでしょう。三井グループのサンコーに委託で同時的にやっているんです。そして、ダイヤ機械の第2次調査をする頃には、ちょうど飯塚市議会が合併して最初の6月議会でしたかね、代表質問で、県がやらないんだったら市がやったらどうですかという質問が出て、考えますと副市長が答弁されたですね。そして、その年の9月にその方向でという感じになった。だからこれは三つのことが、三菱マテリアルの企業戦略の中でリスクを放棄していくというのが同時的に出発したわけです。それは、いっぺんには出さない。だからあなた方は、昨年9月4日に先ほど言ったようなメンバーで現地調査をしておきながら、この事実を詳しくは報告しなかった。私が昨年9月議会で質問したのに対して、縄田部長は少し良心がまだあったんですね。だから、そういうお話はうすうす聞いていますけど、中身の詳しいお話は一切聞いていないという答弁をしてるんですよ。こんなはずないでしょう、企画調整部長は務まらない。完全に把握しておったはずですよ。担当課から詳細なレポートが出てるでしょう。それをあなた方が見ていないはずはないわけです。しかし、議会に対してはそういう答弁をした。今頃責任を議会にも分け持ってもらおうと思って報告してるのか分かりませんがね、そういう状況があったと思うわけです。ですから、こういう全体構図の中で、先ほど言った三菱というグループがどういうことを国民や市民に対してしてきたかを踏まえて考えないといけないと思うわけです。だいたい、今度のダイヤ機械の6.2haね、なぜ福岡県に寄付を申し出ないんですか。福岡県が寄付を受け取って、飯塚市さん使ってくださいと言えればいいじゃないですか、無償貸与しましょう、と。こちらは筑豊ハイツに市有地を貸してるわけでしょう、無償で。そんなことだって出来るじゃないですか、本当にこれが立派なものなら。だから福岡県は、もしかしたら三菱から言われて拒否したのかもしれないよ、基準以下とか言いながら、かもしれない。そして、飯塚市が、では私にくださいと言ってるんだったら、こんなひどい話はないな、と。だから、こういう背景をきちんと踏まえなければ、まずいと思うんですけど、こういうことについては縄田部長は全体を把握しておるでしょう、どうですか。

○ 企画調整部長

今、川上委員さんご質問の、水ヶ坂のボタ山の件、それから鯉田三坑のボタ山の件、それから今回のダイヤ機械の件、それぞれ何か同じような条件のもとで三菱がこのように飯塚市の方に申し入れたというふうなことをおっしゃいますが、それは全く違うようなことでございます。水ヶ坂については、ご存知のように昭和48年に覚え書きを締結しています。これに基づいて、平成18年に交換が終わったということ、それから鯉田三坑については、飯塚市が工業団地の活用を図るために、三菱に土地の譲渡を要請したということ、それからダイヤ機械については、先ほど管財課長も答弁してますように、飯塚市の方に寄付と言いますか、これを申し入れたということでございまして、この3つの件につきましては、それぞれ全く違うような意味での土地の交換なり譲渡ということでございます。

○ 川上委員

最後にしたいと思います。それで、今、縄田部長は、誰の立場で答弁したかというふうに思ったわけです。縄田部長じゃなくて、他の部長が答弁しても同じようなことだろうと思うんだけど、市民の健康を守るような立場からものを言っておるのかと、まるで三菱の担当課長がおられるでしょう、筑豊事務所に、そういう方と話しているかのような気持ちに陥りますよ。あなた方は市民の立場にたって、市民の健康を守る立場にたってこの問題に取り組んでいかなきゃならんと思います。そのことを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 市場委員

図面で、工場の絵図面が残っているじゃないですか。この説明をしてもらっていいですか。

○ 管財課長

ちょっと、市場委員さん、確認させてもらっていいですかね。これで言ったら、工場の下段ということですかね。「1号イ」の下の方ですね。これにつきましては現在、ダイヤモンドリーサーサービスという会社が、ダイヤモンド機械の従業員の方が、今までダイヤモンド機械がしていたとおりの作業を行っている、会社をおこして継承されているということでございます。ここの間には、綺麗なフェンスで分かれております。

○ 市場委員

わかりました。そして、私は今、兼本委員さんが言われていたことと、ほとんど意見が同じなんです。湧水とは目の前に出てきてる湧き水でしょう。やっぱり、湧水そのものを調査する必要があると思うんですよ。というのは、湧水が川に行く時には、山水と一緒に混ざって行くわけですね。だから、雨が降った時とか、雨が降らない時によって、下流も水質が変わると思うんですよ。だから、その水そのものを調査しなきゃいけないと思います。そして、ほかの委員さんも言われているように、非常に不安感を持ってるわけですよ。そして、清算組合もわざわざ陳情に来てということで調査に入ったという状況ですから、中を取り持つようで悪いんですけど、遠慮して予算付けるのが難しかったら、難しいと言ってたけど、やっぱりそれはちゃんと調査して、みんながこれだけ言ってるのだから、土壌検査もして、市がですよ、井戸水、湧水、それをして問題がないということになれば、堂々ともらえばいいじゃないですか。それのほうが早いと思いますよ。川上委員が言ってたように、共同責任を取らせられるのなら、そこまでしていただいて、是非もらっていただきたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

○ 管財課長

度々で大変申し訳ございません。公用車の交通事故について報告をさせていただきます。本件事故ですが、図面を用意しておりますが、去る8月26日、午後5時20分頃、国道201号線の飯塚市役所正面入口付近において、産学振興課職員が給油のため国道201号線を横断し、ガソリンスタンドへ進入しようとした際、国道201号線を左側から直進してきた原動機付自転車が、市車両に道を譲るために停車していた車両の死角となり、これに気付くのが遅れ衝突し、相手方を負傷させ、双方の車両を損傷したものです。市側に人身傷害はなく、車両の損傷の程度は、公用車はフロントバンパーなど、それから相手方は左足打撲の人身傷害とボディカバー等の修理が必要です。事故の原因でございますが、市職員が道路を横断する際の前方不注意が主たる要因ですが、この事故に係る損害賠償については、現在相手方と協議中でご

ざいます。職員には機会あるごとに安全運転に心がけるよう注意を行っておりますが、公用車による交通事故を委員会のたびに報告して、誠に申しわけございません。今後はさらに厳しく、職員に対して安全運転するよう指導いたしますので、どうかよろしく願いいたします。以上で報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。